

2
0
2
3

2023

学部学生便覧

学
部
学
生
便
覧

九州大学法学部

九州大学法学部

目 次

九州大学法学部にご入学の皆さんへ 一教育目的・教育目標・到達目標一	1
九州大学教育憲章	3
I. 法学部授業科目の履修	
1. 授業・単位・授業科目	5
2. 授業科目の履修に関する冊子の説明	6
(1)『2023学部学生便覧』	6
(2)『令和5年度基幹教育履修要項』	7
3. 基幹教育科目	7
4. 専攻教育科目	8
5. 教職科目	10
6. 履修登録	10
7. 学期末試験	10
8. 法学部学期末試験受験者心得	11
9. 災害等による休講について	11
附図 履修区分と単位数	12
II. 修学上の諸手続	
A 教務・学生関係	
1. 学生証	13
2. 学生番号	13
3. 諸証明書	13
4. 学期末試験成績の発表	13
5. 休学、復学、退学等の手続	13
6. 長期履修制度	14
7. 改姓、本籍地変更等	14
8. 保証人及び住所の変更	14
9. 現住所変更	14
10. 海外渡航届	14
11. 授業料の納付	14
12. 卒業の時期	15
B 厚生関係	
1. 通学証明書の交付	15
2. JRの旅客運賃割引証の交付	15
3. 日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金	15
4. 授業料免除	16
5. 学生教育研究災害傷害保険	16
6. 定期健康診断	17
7. 就職	17
III. 学生生活	
1. 学生に対する連絡、通知	18
2. 講義室、演習室の借用	18
3. 質問・相談 (1) オフィスアワー (2) 法学部修学相談室 (3) キャンパスライフ・健康支援センター 学生相談室 (4) キャンパスライフ・健康支援センター 健康相談室	18
(5) ハラスメント対策推進室 (6) 何でも相談窓口	19
4. 法学部学生情報サロン	19
5. 法学部学生用ロッカー	19

IV. 人社系副専攻プログラム		
1. 人社系副専攻プログラムとは	20
2. プログラムの履修方法と修了証書	21
V. GVプログラム	23
VI. 法科大学院連携プログラム	24
VII. 留学	27
VIII. 早期卒業制度		
1. 早期卒業制度の区分	28
2. 早期卒業制度（法科大学院連携プログラム）について	28
3. 早期卒業制度（GVプログラム）について	29
IX. 大学院法学府入学		
1. 専修コース	30
2. 研究者コース	31
A 修士課程	31
B 博士後期課程	33
X. 法科大学院・資格試験等		
1. 司法試験	34
2. 国家公務員採用試験（総合職・一般職・専門職）	34
3. 裁判所職員採用試験（総合職・一般職）	34
4. 教育職員免許状の取得	35
XI. 九州大学法学部規則		
・趣旨、再入学等	36
・長期にわたる教育課程の履修	36
・教育課程	36
・授業科目の履修及び単位の修得	36
・学期、授業科目等の公示	37
・授業科目の履修届	37
・単位修得の認定	37
・修業年限及び在学期間	37
・教職課程	38
・科目等履修生	38
・聴講生	38
・雑則	38
・附則	38
XII. 九州大学学部通則		
・総則	53
・入学、再入学、転学部、転入学及び編入学	54
・教育課程、卒業の認定等	56
・退学、転学、留学及び休学	59
・表彰、除籍及び懲戒	60
・検定料、入学料、授業料及び寄宿料	60
・科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生	61
附		
1. 法学部教員一覧	66
2. 伊都地区イーストゾーン講義室配置図	67
3. 法学部教員研究室配置図	68
4. 伊都地区キャンパスマップ	70
5. 卒業要件 修得単位チェック表		

九州大学法学部にご入学の皆さんへ

—教育目的・教育目標・到達目標—

九州大学法学部長

徳 本

穰

九州大学法学部へようこそ。九州大学法学部は、皆さんの持つ潜在能力を伸ばし、将来への確かな地歩を築く場を提供するために、全教職員一体となって取り組んでいます。この学部学生便覧は、皆さんの本学部における修学につき、一定の指針を具体的に示したものでです。卒業までの間、常に参照してください。

九州大学法学部は、実りある法学・政治学教育を行うために以下のようない「教育目的・教育目標・到達目標」を掲げています。私たち九州大学法学部に集う者がともに認識すべき共通の基盤として、これを確認してください。

1. 教育目的

九州大学法学部は、「九州大学教育憲章」に示された、「日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献する」という、九州大学全体の教育目的を踏まえ、これを法学部教育の領域で達成することを目指します。具体的には、法学・政治学教育の実践を通じて、地域社会、日本社会、そして国際社会でリーダーシップを発揮できる創造性の豊かな人材の育成に努めます。たとえば、国・地方の公務員、多様な業種にわたる民間企業・団体の職員、法律専門家（法曹3者）、国際機関やNGOの職員、大学や高等研究機関の研究者などを、本学部学生の卒業後の進路として予定しています。

そのためには、現代社会の法学・政治学的諸問題を多様な観点から読み解き、それに対応する能力を身に付けることが必要です。そこで本学部の教育においては、社会の多様な事象に研ぎ澄まされた目を見開き、批判的・創造的な見地から、新たなルールや政策を自在に形成する能力を育成することを実践的な教育目的とします。

2. 教育目標

九州大学法学部は、上記の教育目的を達成するため、以下の3つの教育目標を設定します。

- ①高い人間性、社会性の陶冶を目指します。すなわち、科学技術等の進展により人間的価値が相対化されがちな現代社会にあって、高い人間性を追求し、かつ、社会から学ぶ姿勢と、社会に働きかける姿勢の双方を持って、積極的に問題解決に取り組む能力の獲得を目指します。
- ②高度の国際性を育成します。今や生活のあらゆる面で進行中のグローバル化の潮流にあって、複眼的な視野を持ち、国家の枠を越えて発想することのできる豊かな国際性の体得を目指します。

③高い人間性、社会性、国際性のうえに、専門知識を自律的・主体的に学ぶ基盤的能力を養成します。将来の法曹養成・高度職業人養成・生涯教育の基礎となる学識を十分に習得し、先端的な領域にも開かれた問題関心と学問観をもつことを目指します。法学・政治学領域の専門的な知見の修得にあたり、基礎となる学識を十分に習得し、先端的学問領域へも開かれた学問観を醸成します。

3. 到達目標（ディプロマポリシー）

主体的な学び・他者との協働

- 1) 深い専門的知識と豊かな教養を背景とし、自ら進んで問題を見出し、創造的・批判的に吟味・検討することができる。
- 2) 多様な知との交流を行い、他者と協働し問題の解決にあたることができる。
- 3) 法学・政治学的専門知識と技能に裏打ちされたコミュニケーション能力・情報発信能力を身につけ、広く世界と交流する視点をもつことができる。
- 4) 歴史や現実社会への深い知見に支えられた、創造性豊かな理解力、発想力、さらには情報発信能力をもつことができる。

知識・理解

- 1) 法学・政治学の概念・方法についての知識と理解
- 2) 法学・政治学の専門知と技能についての知識と理解

適用・分析

法学・政治学の概念・方法を用い、現代社会の諸問題を的確に分析・説明することができる。

評価・創造

法的・政治的諸問題の解決に向けた理論的・実践的な対応策を構想することができる。

実践

問題の発見と解決のための総合的調整力の獲得～いかなる社会や業界においても人々の対立や紛争は避けがたいが、それを調整し、関係者と交渉し、組織マネージメントや危機管理において指導力を発揮するための総合的能力をもつことができる。

九州大学教育憲章

(平成12年11月21日制定)

第1条（趣旨）

九州大学は、日本国民のみならず、世界中の人々からも支持される高等教育を一層推進するために、この教育憲章を定めることとする。

第2条（教育の目的）

九州大学の教育は、日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献することを目的とする。

第3条（人間性の原則）

九州大学の教育は、秀でた人間性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するため、次のことを指向することとする。

- (a) 人間の尊厳を守り、生命を尊重すること。
- (b) 人格、才能並びに精神的及び肉体的な能力を発達させること。
- (c) 真理と正義を愛し、個性豊かな文化の創造をめざすこと。
- (d) 自然環境を守り、次世代に譲り渡すこと。

第4条（社会性の原則）

九州大学の教育は、秀でた社会性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するため、次のことを指向することとする。

- (a) 自由な社会に積極的に参加し、勤労を尊び、責任ある生活を送ること。
- (b) 基本的人権を尊重すること。
- (c) 両性の平等を尊重すること。
- (d) 必要な政治的教養を含む市民的公共性を育成すること。

第5条（国際性の原則）

九州大学の教育は、秀でた国際性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するため、次のことを指向することとする。

- (a) アジアをはじめ全世界の人々の文化的、社会的、経済的発展に寄与すること。
- (b) 種族的、国民的及び宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること。
- (c) 世界の平和に貢献し、将来の世代を戦争の慘害から守ること。
- (d) 国際連合憲章の謳う原則を尊重すること。

第6条 (専門性の原則)

九州大学の教育は、秀でた専門性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) 人間性の原則、社会性の原則及び国際性の原則並びに実際の生活に即して、専門性を深化、発展させること。
- (b) 科学技術の発達と学術文化の振興を融合させること。
- (c) 独創性、創造性を重視すること。
- (d) 専門家としての職業倫理を育成すること。
- (e) 学問の自由及び専門家の自律性を尊重すること。

第7条 (一体性の原則及び職責の遂行等)

- 1. 九州大学は、全学一体となって、上記の教育目的及び原則の達成に取り組むこととする。九州大学の教職員及び学生は自己の使命を自覚し、その職責等の遂行に努めなければならない。
- 2. 前項の職責を遂行するために、教育研究組織の自治及び構成員の身分は尊重されなければならない。

I. 法学部授業科目の履修

1. 授業・単位・授業科目

(1) 九州大学では、1年間を前期（4月～9月）と後期（10月～3月）に分けています。それぞれの学期の授業期間終了後、翌日から1週間にわたって、その学期の定期試験を行って単位を認定します。なお、1つの学期を二分して、その1つの期間で完結する授業を行う科目もあり、これらを「クオーター科目」と称します。

1年生の授業期間と定期試験期間については、『令和5年度基幹教育履修要項』の「令和5年度基幹教育 学年暦」と「令和5年度基幹教育 授業日程」を参照してください。ただし、法学部はこれとは別に授業期間と定期試験期間を定めていますので、法学部専攻教育科目（後述4参照）については、必ず「法学部学年暦・授業日程」を参照してください（法学部HP→在学生（法学部生）ページ→時間割・シラバス等コーナーに掲載しています）。

(2) 卒業に最低限必要な単位数（卒業単位）は、法学部では、128単位です。修業年限は4年間です。この年限で卒業単位を修得していない場合は、留年となります。

留年は、最長4年間まで認められます。

ただし、法学部に3年以上在学した者で、所定単位を優秀な成績で修得したものは、卒業者と認められることがあります（いわゆる「早期卒業制度」）。こちらについては、本便覧Ⅷを参照してください。また、身体等に障害があるため修学が困難な学生に向けた長期履修の制度があります（本便覧14頁参照）。

(3) 授業時間は、つぎのとおりです。

時 限		1	2	3	4	5
授業時間	開 始	8:40	10:30	13:00	14:50	16:40
	終 了	10:10	12:00	14:30	16:20	18:10

(4) 授業が行われるキャンパスは、伊都地区・病院地区・大橋地区の3つに分かれています。法学部生の標準的な受講形態は、次のとおりです。

①1年生：伊都地区（センターゾーン）

②2年生以上：伊都地区（イーストゾーン）（科目によっては病院地区・大橋地区）

(5) 「128単位さえ修得すれば卒業単位となる」というわけではありません。九州大学では、学生が様々な分野の授業科目をバランスのとれた形で履修するように配慮したカリキュラムを編成して、履修すべき授業科目に一定の枠を設けています。授業科目には、専攻教育科目と基幹教育科目の2種類があります。

専攻教育科目は、伊都地区、病院地区、大橋地区で各学部が開講する専門性の高い授業科目です。

基幹教育科目は、伊都地区で1年生に提供される基幹教育セミナー、課題協学科目、文系ディシプリン科目、理系ディシプリン科目などの教養系の科目です。

また、法学部生が2年生以降において他学部の専攻教育科目を修得した場合は、基幹教育科目の「その他」の単位に含めることができます。（後述7頁の3を参照）

- (6) 時間割上1回90分の授業を15回提供して1単位または2単位を認定します。授業科目の単位には、つぎの6つのパターンがありますから、気をつけてください。
- ①**各期1単位科目**：前期または後期に週1回開講される科目。具体的には、基幹教育科目の中の言語文化基礎科目〔第1外国語・第2外国語〕（例外もあります）や健康・スポーツ科目の演習及び実習などです。
※健康・スポーツ科目の講義は、各期週1回で1単位です。
- ②**各期2単位科目**：前期または後期に週1回開講される科目。①で挙げた科目や後述する⑥の科目を除いた基幹教育科目や、法学部の専攻教育科目の一部、他学部の多くの科目がこれに該当します。
- ③**各期4単位科目**：前期又は後期に週2回開講される科目。法学部の専攻教育科目の多くはこのパターンです。
- ④**通年4単位科目**：1年間（前期と後期）にわたって週1回開講される科目。3・4年次に履修する「演習I・II」などが該当します。
- ⑤**越年4単位科目**：後期と翌年度前期にわたって週1回開講される科目。2単位だけの履修はできません。
- ⑥**基幹教育科目その他の開講形式**：①②以外に、クオーター制1単位科目（各期の前半または後半に週1回開講される科目）、2.5単位科目（課題協学科目：週1日2コマ連続開講）があります。
- (7) 単位を修得するには、当該学期の履修科目を、学期の初めにWebで登録しなければなりません。パソコンによる入力は学内、学外のどこからでもできます。その手続の詳細については、**履修登録の項**（後述10頁の6）で説明します。
- (8) 各科目の単位は、授業期間終了後その成績によって与えられます。学期末試験による成績評価については、**学期末試験の項**（後述10頁の7）で説明します。

2. 授業科目の履修に関する冊子の説明

卒業単位を修得するには、基幹教育科目と専攻教育科目から、指定された単位を修得しなければなりません。この指定にしたがっていない場合は、128単位を超えて修得しても、卒業できません。

授業科目の履修ルールを十分に理解していただくために、2種類の解説冊子を皆さんに配布しています。まず、2冊を手元において、それらの名称と概要を確認しましょう。どの授業科目が何学期にどのキャンパスで開講されるのかに気をつけながら読んでください。

(1) 『2023学部学生便覧』

いま開いている冊子です。学生便覧は、学生生活を送るうえでのルールブックであり、各学部ごとに作成されています。卒業するまでは紛失しないよう保管し、つねに参照するようにしてください。

授業科目の具体的な内容、授業の進行計画、成績評価の方針など掲載したものを「シラバス」と呼んでいます。

法学部の学生に提供される授業は、伊都地区で開講されるもの、病院地区で開講されるもの、大橋地区で開講されるものに大別されます。法学部が開講する授業科目（専攻教育科目）の時間割やシラバスは法学部HP、学生ポータルシステムから確認できます。

法学部の専攻教育科目はイーストゾーンで1年生後期から開講されます。

(2) 『令和5年度基幹教育履修要項』

これは、主に1年次に履修する基幹教育科目に関する解説です。1年生にとって最も重要な冊子です。詳しくは、入学式翌日、センターゾーンで教員が説明します。

3. 基幹教育科目

以下の説明は、『令和5年度基幹教育履修要項』を手元において読んでください。

(1) 基幹教育科目の区分

まず『履修要項』**2頁～4頁**を開いてください。

基幹教育科目は、基幹教育セミナー、課題協学科目、言語文化科目、文系ディシプリン科目、理系ディシプリン科目、サイバーセキュリティ科目、健康・スポーツ科目、総合科目、高年次基幹教育科目の9つに区分されています。

(2) 科目区分毎に修得すべき36.5単位及びその他の科目的履修方法

つぎに『履修要項』**31頁・32頁**を開いてください（本便覧42頁の「九州大学法学部規則」の別表第1「基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数」も参照してください）。法学部の卒業単位128単位のうち最低修得単位数は、**基幹教育科目48単位、専攻教育科目80単位**です。**基幹教育科目48単位**は、**科目区分毎に修得すべき36.5単位**と**その他の科目として修得すべき11.5単位**に大きく分けられます。

科目区分毎に修得すべき36.5単位は以下の条件に従い履修します（必修及び選択必修）。

①基幹教育セミナー 1単位

②課題協学科目 2.5単位

③言語文化科目 言語文化基礎科目から第1外国語7単位、第2外国語5単位の計12単位

④文系ディシプリン科目 10単位（「法学入門(2単位)」及び「政治学入門(2単位)」必修）

⑤理系ディシプリン科目 5単位

⑥サイバーセキュリティ科目 1単位（「サイバーセキュリティ基礎論（1単位）」必修）

⑦健康・スポーツ科目 1単位（「健康・スポーツ科学演習（1単位）」必修）

⑧総合科目（フロンティア科目） 2単位

⑨高年次基幹教育科目 2単位（2年次以降に修得）

※言語文化基礎科目の履修方法については、『履修要項』**102頁～127頁**も参照してください。

その他の科目として修得すべき11.5単位には、以下の科目が認定されます。

①基幹教育科目のうち科目区分毎に修得すべき36.5単位を超えて修得した科目（1年次に5.5単位以上修得）

②他学部の専攻教育科目（2年次以降に修得）

(3) その他

①基幹教育科目48単位は修得すべき年次が決められています。**1年次に修得すべき36単位**のうち**科目区分毎に修得すべき科目**はセンターゾーンでしか開講されません（**その他の科目として修得すべき科目等**の一部科目についてはセンターゾーン以外で開講されるものを受講することも可能です）。2年次以降は、専攻教育科目の授業が主となります。このため、センターゾーンにおいて1年次に修得すべき科目的修得を2年次以降に持ち越すと、専攻教育と並行して

基幹教育の単位を修得しなければならず、4年後期修了までに卒業単位を修得することが出来ない可能性があります。1年次にセンターゾーンで修得すべき科目は1年次修了までに修得し終えるように留意してください。

②学習や生活などについて相談がある場合は、初年次サポート教員や各種の相談室（後掲18頁Ⅲ3.参照）を訪ねてください。

※基幹教育科目の履修しなければならない科目、単位数は後掲42～49頁の「別表第1」を参照してください。

4. 専攻教育科目

(1) 法学部の専攻教育科目の講義内容については、法学部HPに掲載のシラバスを参照してください。

(2) 法学部では、専攻教育科目を、次項のように「入門科目」「基盤科目」「展開科目」の3科目群に分類しています。複雑化する現代社会の法学・政治学的諸問題を様々な観点から読み解き、的確に対応する能力を育むため、狭い分野にとらわれることなく、幅広く学んでいただきたいからです。他方、そのような能力はすぐに身につくものではありません。「入門科目」「基盤科目」「展開科目」の順に積み上げ型の履修を行うことによって、法学・政治学の専門知識を主体的に学ぶ基礎が築かれるものと考えます。

(i) 入門科目 [2単位]

入門科目として開講される科目は、「法政基礎演習（2単位）」です。「基盤科目」「展開科目」を学ぶ基礎として提供される必修科目ですので必ず修得しなければなりません。

(ii) 基盤科目 [42単位]

基盤科目は、法学部の学生ならばぜひ学んでおいて欲しい科目です。入門科目で得た知識が、より具体化されるでしょう。外国書講読についても、国際性を身につける観点から、履修することをお勧めします。次頁の「基盤科目」の中から42単位以上修得しなければなりません。

注) 外書講読科目（外国法律書講読・外国政治書講読）については、法律書講読、政治書講読、言語の別を問わず、通算して「8単位」を限度として単位認定します。

(iii) 展開科目 [36単位]

展開科目では、基盤科目をまさに基盤として、より深い知識やより専門的な知識が提供されます。自主的に選択して、柔軟な思考力を養う場としてください。「演習Ⅰ・Ⅱ」は必修科目ですので、それぞれ4単位、計8単位を修得しなければなりません。また、次頁の展開科目群の中から、演習Ⅰ・Ⅱをのぞく科目、または入門・基盤科目で上記の単位数を超えた分の科目で28単位以上修得しなければなりません。

必修科目である演習Ⅰ・Ⅱ各4単位が特別な事情により修得できなかった場合には、卒業時、申出により各演習につき倍単位数（8単位）の展開科目をもってこれに替えることを許す場合があります。また、留学（大学間交流協定又は部局間交流協定に基づく交換留学に限る）の場合に限り、演習について2単位の単位取得を認めることができます。詳細については、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に確認してください。

なお、早期卒業制度による卒業のためには、特定の科目についての単位取得が必要となる場合があります。詳細については、本便覧Ⅷを参照してください。

専攻教育科目開講一覧

開講時期	開 講 科 目 (単 位 数)			
	入 門 科 目	基 盤 科 目	展 開 科 目	
1年前期	[法学入門(2)]【必修】 [政治学入門(2)]【必修】			
1年後期		憲法 I (4)…前半 民法 I (4)…前半 刑法 I (4)…前半		
2年前期	法政基礎演習 (2) 【必修】	憲法 I (4)…後半 民法 I (4)…後半 刑法 I (4)…後半 国際公法 (4) 法文化学基礎 (2) 法史学基礎 (2) ローマ法 I (2) 政治学原論 (2) 政治学史基礎 (2) 政治学 I (2)		
2年後期		憲法 II (4) 民法 II (4) 行政法 I (4) 刑法 II (4) 政治学 II (2) 政治史 (4)		
3年前期 以降		労働法 (4) 民法 III (4) 民事訴訟法 I (4) 商法 I (4) 刑事訴訟法 (4) 比較政治学 I (2) 比較政治学 II (2) 外国法律書講読又は 外国政治書講読 (2)	演習 I (4) 【必修】 演習 II (4) 【必修】 法哲学 (4) 日本法制史 (4) 東洋法制史 (4) 西洋法制史 (4) ローマ法 II (2) 比較法 (4) 英米法 (2) ドイツ法 (2) フランス法 (2) アジア法 (2) 中国法 (4) 法社会学 (4) 情報法 (4) 法情報学 (2) 紛争管理論 (4) 行政法 II (4) 行政学 (4)	租税法 (2) 社会保障法 (4) 経済法 (4) 家族法 (4) 民事訴訟法 II (2) 民事執行・保全法 (2) 商法 II (2) 商法 III (2) 商法 IV (2) 少年法 (4) 刑事政策 (4) 国際経済法 (4) 国際私法 (4) 国際取引法 (4) 知的財産法 (4) 日本政治思想史 (2) 政治学史 I (2) 政治学史 II (2) 外交史 (4) 国際政治学 I (2) 国際政治学 II (2) 副演習 I (4) 副演習 II (4) 演習(留学生等特別認定) I~N(各2) GV プログラム特別演習 (2)
卒業必要 単位数	2 単位	42 単位	36 単位 (必修8単位を含む)	

- ① 1年前期開講の法学入門・政治学入門は基幹教育科目（必修科目）です。
- ② 法政基礎演習は1クラス20人程度のゼミナール形式の授業で、12クラス程度が開講されます。
- ③ 特殊講義は展開科目です。
- ④ 基盤・展開科目の中には隔年開講のものが含まれます。また、上の表には含まれない科目が集中講義等で開講されることもあります。詳しくは、法学部HP→在学生（法学部生）ページ→お知らせを確認してください。

- (3) 法学部の専攻教育科目については、履修登録できる年間の単位数の上限が以下のとおり決まっています。特に2年次以降本格的に専攻教育科目を学習する際には、前後期の登録数のバランスを考慮しながら履修計画を立てるよう心がけてください。

[各年次で履修登録できる単位数の上限]

1年次：6単位 2年次：48単位 3年次：48単位

(ただし、演習科目、集中講義の科目及び教授会で除外科目として認定された科目は登録上限の対象外とします)

5. 教職科目

中学校及び高等学校教諭の免許状を取得するためには、教育職員免許法の規定に従い所定の単位を取得するとともに、基礎資格として学士の学位を有することが必要です。

詳細については、人文社会系事務部学務課（法学部・法政府担当）に問い合わせください。
(本冊子35頁も参照してください。)

6. 履修登録

- (1) 履修を希望する授業科目は、基幹教育科目、専攻教育科目及び他学部開講の専攻教育科目すべてについて、学期ごとに登録しなければなりません。登録はインターネットに接続しているパソコンを利用して、学生ポータルシステムから登録してください。学内だけでなく自宅からも登録することができます。手続の詳細については、『令和5年度基幹教育履修要項』及び『学生ポータルシステム利用の手引き』を参照してください。
- (2) 同じ時間帯で開講されている科目を重複して履修することはできません。
- (3) 履修登録及びその確認・修正は指定された期間内に必ず行ってください。登録・確認を怠り、期間外に修正を願い出ても一切受理しません。
- (4) その他履修登録に関する重要事項を本学部掲示板に掲示することもありますので、見落とさないように注意してください。

7. 学期末試験

- (1) 各科目的単位は、授業期間終了後その成績によって認定します。成績評価は、原則として、各期の授業期間終了後に実施される学期末試験の成績によって行います。試験期間は授業終了後、1週間です。
- (2) 評価は、S（基準を大きく超えて優秀である）、A（基準を超えて優秀である）、B（望ましい基準に達している）、C（単位を認める最低限の基準には達している）、F（基準を大きく下回る）の5段階評価です。S～Cの評価の者について、単位が認定されます。
- (3) 単位認定は各科目1回です。一度認定を受けた科目を再び受講登録することはできません。ただし、CおよびFの場合はあらためて受講を登録（再履修）することができます。なお、再履修した科目的成績は、その良し悪しにかかわらず上書きされます。そのため、Cの科目を再履修した際の成績がFとなった場合は、結果として修得単位数が減少することになりますので、くれぐれも注意してください。

(4) 追試験について

- ①学期末試験期間中に実施される筆記試験を受験できなかつた学生については、病気、事故、
2親等以内の親族の死亡、その他正当な理由があると学務委員会が認めた場合に限り、追試
験を行うものとします。
- ②追試験を希望する学生は、受験できなかつた科目にかかる筆記試験の実施日から原則として
3日以内に、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に申し出るものとします。
- ③②により追試験を申し出た学生は、別に指定された期日までに、出願理由を証明する書類等
を添えて、追試験に関する所定の願書を法学部長宛に提出するものとします。

8. 法学部学期末試験受験者心得

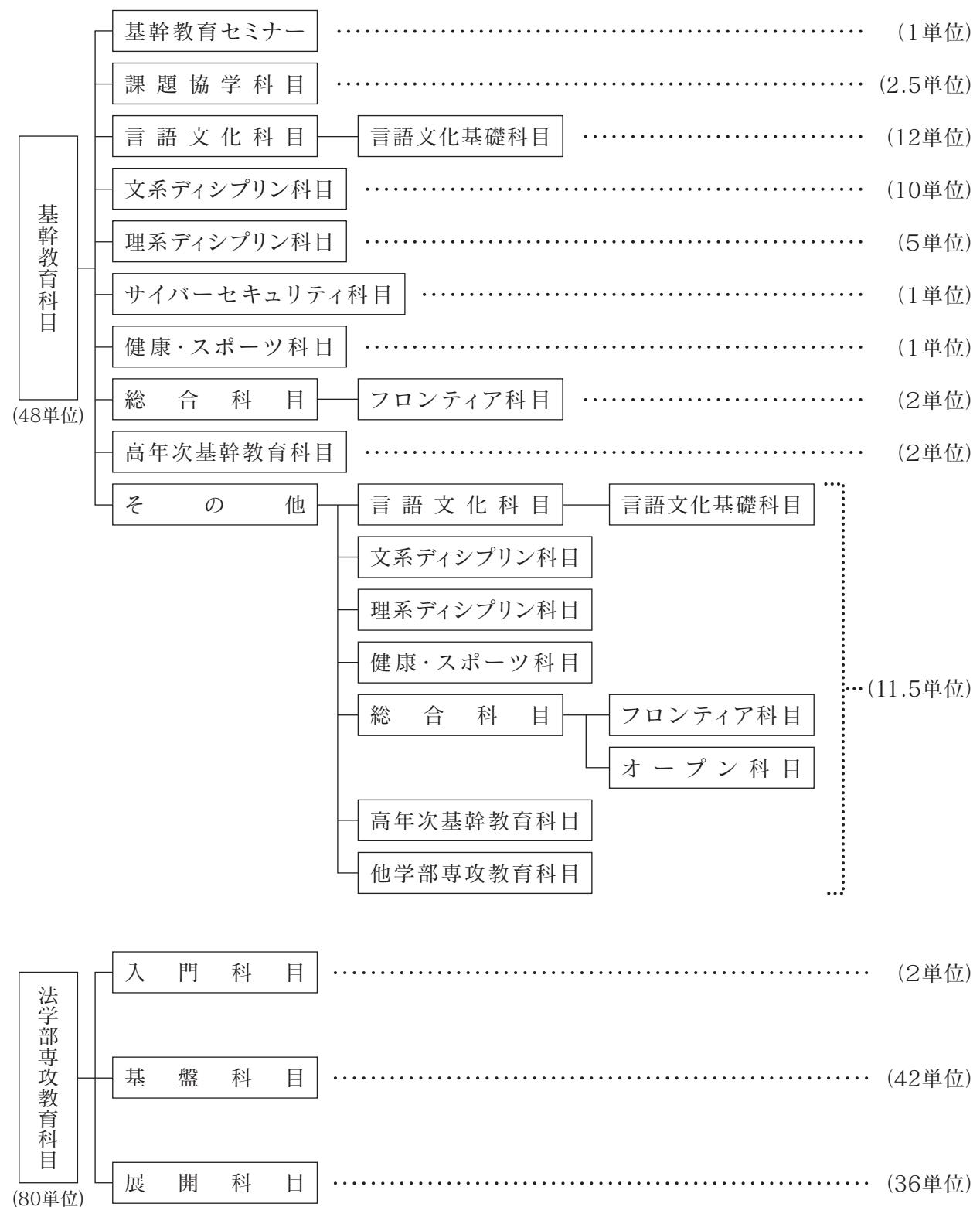
- (1) 受験者は、試験開始時刻10分前に試験室に入室すること。
- (2) 試験室では、原則1人空けで着席すること。ただし、監督者から座席を指定された場合は、その
指示に従うこと。
- (3) 講義室の座席には、座席コードを付しているので、答案の表に座席コードを記入すること（答案
用紙に座席コードの記入がない者の答案は無効とする）。
また、受験者が51人以上の試験については、試験中に「学期末試験着席調査表」を回すので、受
験者は着席しているコード欄に学生番号・氏名を記入し、次の人に回すこと。
- (4) 試験開始10分経過後は入室を許可しない。また、試験開始後30分間及び試験終了時刻直前の10
分間は退室を許可しない。
- (5) 受験者は必ず学生証を持参すること。
- (6) 受験者は、試験室に入る前に携帯電話・スマートフォン等の電子機器の電源を切り、机の上に置
かないこと。計時機能としての使用も禁止する。
- (7) 試験問題提示後に答案を提出しないで退室することはできない。
- (8) 所定の座席に着席しない者、その他監督者の指示に従わない者には退出を命じる。
- (9) 試験に際し、不正行為を行わないこと。不正行為があった場合は、当該学期の全ての受験科目を
無効とともに、「退学」を含め厳重に処分を行う。

9. 災害等による休講について

- (1) 災害等による公共の交通機関の運行停止等により通学に困難な状況が発生し、法学部長が学生の
安全等のために講義を中止するべきであると判断したときは、直ちに学生及び教職員に休講を
お知らせします。
- (2) 休講・補講の通知は、法学部HPにも掲載しています。法学部HP→在学生（法学部生）ページ
→休講・補講コーナーを参照してください。

附 図

履修区分と単位数 (括弧内は最低修得単位数)



II. 修学上の諸手続

以下は入学後2年以降の取扱いについて説明します。

A 教務・学生関係

1. 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、請求があれば呈示できるよう常に携帯してください。また、卒業まで使用するものですので、大切に扱ってください。

学生証を紛失した場合は再発行願により人文社会科学系事務部学務課に願い出てください。

2. 学生番号

学生証に記載の学生番号は試験の際や諸証明書交付願の際、その他修学上必要ですから各自記憶又はメモしておいてください。

3. 諸証明書

在学証明書、成績証明書、健康診断証明書（毎年4月の定期健康診断を受診した場合）、卒業見込証明書及びJRの旅客運賃割引は、オンライン申請の上、証明書自動発行機またはコンビニにて各自受領してください。

詳しくは、九州大学HP→教育・学生支援ページ→各種手続きページ→各種証明書の発行（<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/procedure/certificate/>）を参照してください。

4. 学期末試験成績の発表

学期末試験の成績は、学生ポータルシステムで各自確認してください。

5. 休学、復学、退学等の手続

(1) 休学手続

疾病又は経済的理由のため2ヶ月以上修学できない場合は、学部長の許可を得てその学年の終わりまで休学することができます。その他、特別の事情があると認められたときは、学部長は、休学を許可することができます（学部通則第29条参照）。休学手続は休学願（交付）に副申書及び疾病による場合は診断書、その他特別な事情の場合は、その事情を説明できる書類を添えて提出しなければなりません。前期は、前年度の2月末日、後期は8月末日までに手続をしてください。なお、休学期間中の授業料は免除されます。（学部通則第40条第2項参照）

(2) 復学手続

休学者が復学する場合は復学届を提出しなければなりません。

(3) 退学手続

退学する場合は退学願を提出しなければなりません（学部通則第26条参照）。

ただし、授業料を完納していない場合は退学が許可されません。

6. 長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有しているもしくは身体等に障害がある等の特別な事情のある学生が、予め所定の手続により申し出ることによって、標準修業年限を超えた一定の期間（8年以内）にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを可能にする制度です。

詳細については、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に問い合わせてください。

7. 改姓、本籍地変更等

改姓、本籍地変更等の場合は変更届を提出しなければなりません。

8. 保証人及び住所の変更

保証人を変更した場合は変更届を提出しなければなりません。また保証人の住所変更があった場合は直ちに届け出なければなりません。

9. 現住所変更

住所を変更した場合は直ちに届け出なければなりません。

10. 海外渡航届

海外へ渡航及び留学する場合は、必ず届け出なければなりません。

11. 授業料の納付

授業料は毎年4月及び10月に各年額の1/2を納付しなければなりません。納付期間及び納付方法は下記のとおりです。

- | | |
|----------|--|
| (1) 納付期間 | $\left\{ \begin{array}{l} \text{前期 4月1日から5月31日まで} \\ \text{後期 10月1日から11月30日まで} \end{array} \right\}$ |
| | |
| (2) 納付方法 | 口座振替 学生本人又は保護者（保証人等）指定の銀行口座から九州大学の銀行
口座への口座振替により納付

口座振替の日程は、前期5月27日、後期11月27日（金融機関休業日
の場合は翌営業日）ですので、前日までに口座への入金を済ませてお
いてください。 |

なお、授業料は上記納付期間に納付しない場合は、本学財務部から督促を受け、なお納付しない場合は除籍されますので留意してください。（学部通則第36条参照）

12. 卒業の時期

卒業の時期は3月ですが、4年以上在学しており、前期の試験で卒業の認定を得るに必要な単位を修得見込の者は、**本人の申し出**により9月末日に卒業することができます。

なお、3年以上4年未満の在学者であっても、早期卒業制度により9月末日に卒業が認められることがあります。詳細については、本便覧Ⅷを参照してください。

B 厚生関係

1. 通学証明書の交付

「通学定期券」購入のために必要な「通学証明書」は、人文社会科学系事務部学務課で学生証を呈示のうえ請求してください。

2. JRの旅客運賃割引証の交付

JRの「旅客運賃割引証」が必要な者は、自動発行機により交付を受けることができます。
使用については、不正のないように特に留意してください。

3. 日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金

奨学金には、日本学生支援機構の奨学金と民間企業・地方公共団体の奨学金があります。募集のお知らせは4月以降に掲示板、学生ポータル及び全学基本メールを利用して行われますので、見落とさないようにしてください。

応募手続きは、人文社会科学系事務部学務課（企画総括担当）で行ってください。

(1) 日本学生支援機構の奨学金

出願資格及び奨学金の種類

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者

種類	貸与月額 (令和5年度)	対象学生
第一種奨学金（無利子貸与）	20,000円・30,000円・ 45,000円	自宅通学
	20,000円・30,000円・ 40,000円・51,000円	自宅外通学
第二種奨学金（有利子貸与）	20,000円～120,000円	

「第一種奨学金」と「第二種奨学金」を併用することもできます。

(2) 民間企業・地方公共団体の奨学金

多くの奨学会があり、それぞれ出願資格や募集時期等が異なっています。詳細については、人文社会科学系事務部学務課（企画総括担当）にお尋ねください。

4. 授業料免除

授業料免除を受けることができる者は、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、又は、その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる者となっています。

申請手続きは、各学期の開始前（1月及び7月、新入生の前学期分は入学手続時）に、掲示等で周知されますので、見落とさないようにしてください。また、実際の手続きはWeb申請により行います。申請の詳細については下記URLより確認してください。

URL <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>

「高等教育の修学支援制度」について

「高等教育の修学支援制度」（以下「新制度」という）は、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生（留学生を除く）に対して、日本学生支援機構の給付奨学金と大学の入学料・授業料減免により支援する制度です。

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された学部生は、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に従い、入学料及び授業料について、全額、2/3の額、1/3の額が免除されます。

新制度による支援額

支援区分	給付奨学金（月額）	授業料免除 (1学期=半年分)	年間支援額 (給付奨学金+授業料免除)	入学料免除 (新入生のみ)
第Ⅰ区分	自宅外 月額66,700円	全額免除 =267,900円	自宅外 1,336,200円	全額免除 =282,000円
	自宅 月額29,200円 (月額33,300円)		自宅 886,200円 (935,400円)	
第Ⅱ区分	自宅外 月額44,500円	2/3免除 =178,600円	自宅外 891,200円	2/3免除 =188,000円
	自宅 月額19,500円 (月額22,200円)		自宅 591,200円 (623,600円)	
第Ⅲ区分	自宅外 月額22,300円	1/3免除 = 89,300円	自宅外 446,200円	1/3免除 = 94,000円
	自宅 月額 9,800円 (月額11,100円)		自宅 296,200円 (311,800円)	

() 内の金額は、生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の支援金額。

詳細については以下のURLより確認してください。

URL <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt03/>

5. 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、大学の正課である講義・実習・課外活動・各種大学行事の参加中及び学内で生じた災害並びに通学中、大学相互間の移動中の事故が補償の対象となる保険です。

- (1) 保険料 4,660円（4年間・付帯賠責保険料を含む）
- (2) 加入手続期間 原則として4月上旬～4月中旬（新入生は入学手続時）

(3) 手 続 窓 口 生協 イースト1号館店

6. 定期健康診断

学生定期健康診断は、学校保健法の規定に基づき本学病院地区・伊都地区において、毎年年度始めに1～4年生全員に対し実施するので、指定された日時・地区で受診してください。

特に4年生は、就職等のために必要になるので、必ず受診してください。

受診日等については、前年度の3月中旬頃別途掲示します。

就職等に必要な「健康診断書」は、定期健康診断を受けた者に対して5月上旬頃自動発行機により発行します。

7. 就職

就職は、将来を方向づける最も大切なことなので、日頃から自分自身の志望と適性とを慎重に検討しておくことが必要です。

求人の公示は、学務課就職コーナーにおいて、求人一覧表等により閲覧に供しています。

イースト1号館2階に「就職情報室」を開設しています。全学部の求人票等参考となる資料のほか、専門の相談員が就職に関する悩み事や具体的な就職指導など、個別に対応します。

III. 学 生 活

1. 学生に対する連絡、通知

授業、試験及びその他法学部に関する一般的な事項は本学部掲示板に、奨学金に関するお知らせ等は人文社会科学系事務部学務課前掲示板に掲示しますので、毎日登校の際必ず掲示を見てください。また、法学部HP→在学生（法学部生）ページ→お知らせコーナーにも掲示することがありますので、毎日必ず確認してください。なお、一度掲示した事項については既に周知されたものとして処理し、後日、異議申し出をしても認められませんので注意してください。

2. 講義室、演習室の借用

講義室及び演習室を諸集会、勉強会等に利用したいときは、人文社会科学系事務部学務課に申し込んでください。

3. 質問・相談

(1) オフィスアワー

授業に関する質問や学生の皆さんからのさまざまな相談には、各教員とも積極的に応じるように努めています。しかし、質問を受け付ける方法は教員によって異なりますし、教員は常に研究室にいるわけではありません。各年度版の「授業計画（シラバス）」及び学生掲示板の掲示を参考してください。「オフィスアワー」を設けている教員は、その時間帯には必ず研究室にいて質問を受け付けるようにしています。その他、随時訪問を認めている教員、事前の約束が必要な教員等さまざまですので、詳細は法学部掲示板または法学部HP→在学生（法学部生）ページ→時間割・シラバス等コーナー→オフィスアワー一覧で確認してください。

(2) 法学部修学相談室

学修相談（履修方法、転学部その他）や進学相談など、学務委員会の教員が学生の相談に応じています（予約制）。

相談を希望する学生は、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学院担当）に申し込んでください（申込みは、窓口、電話、メールのいずれも可。法学部HP→在学生（法学部生）ページ→修学相談（法学部）を参照してください）。

(3) キャンパスライフ・健康支援センター 学生相談室

臨床心理学の相談員（カウンセラー）が、学生生活や修学・メンタルヘルスについての相談に応じています。

<https://www.chc.kyushu-u.ac.jp/~webpage/organization/consultation.html>

(4) キャンパスライフ・健康支援センター 健康相談室

医師、看護師が一般健康相談、心理健康相談、保健相談に応じています。

https://www.chc.kyushu-u.ac.jp/~webpage/organization/facility_list.html

(5) ハラスメント対策推進室

ハラスメントの被害にあったら、「自分にスキがあったのでは」とか「うまく受け流せない自分が悪いのでは」などと自分を責める必要はありません。どのような問題でも一人で抱え込まずに、勇気を出して、相談窓口に連絡してください。相談員があなたの悩みを受け止めます。プライバシーは必ず守られますので、相談したことがあなたの不利になることは絶対にありません。(相談者は被害者本人だけでなく、相談を受けた者、または被害を目撃した第三者でも構いません)

<https://ohpc.kyushu-u.ac.jp/>

(6) 何でも相談窓口

「こんな時、何処に相談したらいいのかな…」と、相談窓口がわからない場合には、各地区に「何でも相談窓口」を設けていますので、利用してください(伊都地区：人文社会科学系事務部学務課内)。

4. 法学部学生情報サロン

2005年度に、「法学部学生情報サロン」が開設されました。このサロンは、主に保護者の方からご協力いただいている「法学部学修環境基金(旧ロー・ライブラリー・プロジェクト)」によって運営されています。

サロンには、授業のシラバスに載っている教科書・参考図書はもちろん、各科目の基本的文献や各種法律雑誌、新聞も揃えてあります。また、基金の会員からは、優先的に図書購入希望を受け付けます。

サロンの利用時間は、伊都キャンパスイースト2号館の開館時間に従います(年末年始は閉室)。その他、法学部学生情報サロンの利用方法詳細は、法学部HP→在学生(法学部生)ページ→学生情報サロンコーナーを確認してください。

5. 法学部学生用ロッカー

2008年度に、保護者の方や教員の寄附によって「法学部学生用ロッカー」が設置されました。希望する学生に貸与しています。

申し込み方法・時期については、掲示等で確認してください。

IV. 人社系副専攻プログラム

1. 人社系副専攻プログラムとは

九州大学人社系副専攻プログラムは、人文・社会科学分野における複数の学問的ツールと広範な知見とを兼ね備えた、視野の広い人材を育成するために2018年4月に創設されました。

プログラムは、「横断型」と「専門領域型」に分かれ、各学部の専門教育が始まる2年次からスタートします。同プログラムにより、九州大学の文系学部の学生は、自学部で学ぶ深い専門性に加え、学部の枠を超えた人文・社会科学分野の知的広がりを獲得することができます。

(1) 横断型プログラム

「歴史」「アジア」「情報」「ビジネス」といった現代社会を解く重要なテーマに関心を持つ知的好奇心旺盛な学生に対して、自学部に籍を置いたまま2年次より上述のテーマに関して文系4学部が提供する科目を広く体系的に学ぶ機会を提供します。

副専攻プログラム名	プログラムの概要
現代のための歴史	現代の日本社会・国際社会を理解し、そのなかで活躍するために、それぞれの地域・社会や産業分野・学問分野を過去から現在にいたる蓄積によって形成されるものとして歴史的に理解する力を、こうした視点を獲得するための方法論も含めて身につけます。
クロス・アジアの人間と社会	アジアという時空間や概念を軸とする「クロス・アジアの視座」から人間や社会を理解するために、隣国を含むアジア諸国との関係、さらにそのグローバルな文脈における位置や今後の在り方、そのなかでの人々の生き方への深い洞察力を身につけます。
超情報化社会の文系知	情報通信ネットワーク技術が日進月歩の勢いで高度化する現代社会において、それらの技術革新が様々な産業分野に及ぼす影響や、そこにおける規制のあり方を含めて、近い将来における社会のあるべき姿を今から考え、適切な社会制度を設計できるような能力を身につけます。
グローバル時代のビジネス	グローバル化が進む現代社会では、各国・地域のローカルで多様な文化や政治・経済・社会の内在的理解は欠かせません。地球上のどの地に身を置くことになっても、地域理解とビジネスに関する実践知をもって互恵的関係を構築できる「真のグローバル・ビジネス人材」としての力を身につけます。
建築から学ぶ地域文化遺産	地域文化遺産を通じて「建築」とは何か、また歴史的建造物を保存・活用していく手段を学び、国内外を問わず社会で活躍するための基盤的素養を歴史的建造物を通じて身につけます。

(2) 専門領域型プログラム

本プログラムは人社系他学部の専門領域をより深く学びたいと考える学生に対して、自学部に籍を置いたまま2年次より他学部の専門領域を体系的に学ぶ機会を提供します。

提供学部	副専攻プログラム名
文学部	哲学プログラム
	歴史学プログラム
	文学プログラム
	人間科学プログラム
教育学部	教育学・心理学から見た『個と多様性』
	教育学・心理学から見た『文化とシステム』
法学部	法の文化と歴史
	行政と法
	企業と法
	犯罪と法
	国際ビジネスと法
	政治
経済学部	経済学・経営学のツールで解く現代社会の諸課題
工学部建築学科	教養としての都市・建築学

2. プログラムの履修方法と修了証書

人社系副専攻プログラムは、九州大学の人社系学部（文学部・教育学部・法学部・経済学部・工学部建築学科）に所属する学生が、以下の手続きを行うことで履修・修了できます。

(1) 登録方法

人社系副専攻プログラムの履修登録は以下の二つのステップで行われます。

① 仮登録

2年次進級時ガイダンスの際に、人社系学部の在籍者は全員が仮登録を行います。ガイダンスで配布される『人社系副専攻プログラム履修ガイド』を参考に、2年次以降の専門課程で学びたい副専攻プログラムについて最低一つ（最大二つ）仮登録を行ってください。二つ仮登録する場合、横断型プログラムと専門領域型プログラムからそれぞれ一つずつでも、あるいはどちらかの型から二つでも構いません。なお専門領域型プログラムについては、自分が所属する学部のプログラムには登録できません（ただし文学部生は自分が所属するコース以外であれば自学部のプログラムも登録できます）。ただし仮登録だけでは履修・修了はできません。実際に履修を希望する学生は、②に記載する本登録を行ってください。

② 本登録

副専攻プログラム履修希望者は、2年次以降の第1クォーターもしくは第3クォーターの科目登録期間中に、WEB登録システムにて本登録を行ってください。本登録をもって副専攻プログラムの正式な履修が始まることになります。本登録は、同時に二つのプログラムまで可能です（その際の組み合わせは①の仮登録と同じ）。また特別な事情がある場合には本登録後のプログラムの変更も可能です。

(2) 修了要件

『人社系副専攻プログラム履修ガイド』に記載している、『副専攻プログラムに関する内規』および『履修方法に関する申し合わせ』に従い、それぞれのプログラムに必要な単位（16単位）を在籍期間中に履修してください。修了のためには、最低でも2学期（4クォーター）以上の履修登録が必要です。

(3) 修了証書

(2) の修了要件を満たした学生には、卒業時に、自らが所属する学部の学位に加え、人社系副専攻プログラム修了証が授与されます。各プログラムの成績優秀者には、優秀賞が授与されます。

※各プログラムの詳細については、『人社系副専攻プログラム履修ガイド』および人社系副専攻ホームページ (<http://commons.kyushu-u.ac.jp/sub-major/>) で確認してください。

V. GV プログラム

九州大学法学部では、2015年度より、グローバル・ローヤーを育成するGVプログラム(Global Vantage Program)を設置しました。GVプログラムの学生は、本便覧記載の各事項に加えて、以下に留意してください。

(1) GVルーム

「イースト2号館3階D-301号室」が、GVプログラム専用のサロンとなっています。定期的なGVミーティングの他、アソシエイツへの相談や仲間との情報交換に利用してください。

(2) アソシエイツ

勉強や大学生活で困った時、頼れる存在がアソシエイツです。アソシエイツは、教員と協力しながら、次のような業務を行います。

- ① 英語で行われている授業や英語を重視する授業を紹介するなど、履修上のアドバイスを行います。
- ② 一部の推奨科目について、予習・復習を指導します。
- ③ グローバル・ローヤーになるために身につけるべきスキルについて、教員を補佐して補習授業を提供します。
- ④ その他、大学生活に関する相談に乗ります。

(3) 学年別目標

各学年の目標は次の通りです。具体的にはGVミーティングで説明します。

- 1年 “Leveling up English language ability”
- 2年 “Studying law in Japanese plus improving test scores in English (TOEFL 550+)”
- 3年 “Studying law in English”
- 4年 “Studying overseas”
- 5年 “LL.M.”

(4) 早期卒業制度

所定の単位を優秀な成績で修得したGVプログラムの学生は、本学大学院法学府法政理論専攻国際コース「英語による法学修士課程プログラム」のうちいわゆるLL.M.コースへの入学のために3年6ヶ月間の在学で卒業が認められることがあります。詳細については、本便覧Ⅷを参照してください。

VI. 法科大学院連携プログラム

九州大学法学部では、2019年度以降の入学者を対象として、法科大学院既修者コースの教育内容と一貫的に接続する体系的な教育を行う「法科大学院連携プログラム」（以下、「本プログラム」）を開設しました。他大学でも同様の制度が始まっており、一般に「法曹コース」と呼ばれています。各大学の法曹コースの修了者は、各法科大学院が実施する「特別選抜」を経て法科大学院既修者コースに入学することができます（一般選抜による入学もできます）。

以下、本プログラムと九州大学法科大学院の特別選抜の概要を示します。他の法科大学院の特別選抜については、それぞれの募集要項やHP等を参照してください。

1. 本プログラムの内容

(1) 登録

本プログラムは登録者のみを対象とします。登録の申請は、2年次前期の成績確定後、8月下旬から9月中旬頃に設定される申請期間内に行ってください。登録者は1学年当たり30名程度を上限とし、申請者が上限を超える場合には、憲法I・民法I・刑法Iの成績と基幹教育科目の単位の修得状況により登録の可否が決定されます。

なお、登録者は、いつでも、申請によって登録を解除することができます。また、登録後、①各学期終了時の専攻教育科目のGPAが2.0未満となる場合、②修得単位数が少ない場合（2年次終了時で50単位以下、3年次終了時で75単位以下、4年次終了時で100単位以下）、③在学期間が5年を超える場合には、原則として登録が抹消されます。

(2) 必修科目（本プログラムの修了のために単位修得が必要な科目）

憲法I・憲法II・民法I・民法II・民法III・家族法・刑法I・刑法II・行政法I・行政法II・商法I・商法II・民事訴訟法I・民事訴訟法II・刑事訴訟法・LS架橋演習

(3) 上限を超える履修登録

2年次終了時の基幹教育科目を含むGPAが2.2以上である登録者は、3年次において、本便覧I. 4. (3) に示された履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録することができます。

(4) 修了要件

本プログラムを修了するには、以下の要件を満たさなくてはなりません。なお、本プログラムの登録者も、本学部の卒業要件を満たせば、本プログラムを修了せずに卒業することができます。

- ①本学部の卒業要件を満たしていること（早期卒業の場合を含む）
- ②本プログラムの全ての必修科目（上記（2））につき単位を修得していること
- ③専攻教育科目のGPAが2.0以上であること

(5) 早期卒業

本プログラムの登録者のうち、所定の要件を満たす者は、申請により、3年間の在学をもつて本学部を卒業することができます。詳細については本便覧Ⅷを参照してください。

(6) 九州大学法科大学院の科目の履修・既修者認定

(i) 九州大学法科大学院の科目の履修

本プログラムの登録者は、一定の条件のもとで、本学部在学中に九州大学法科大学院の科目を履修することができます。そこで修得した単位は、同法科大学院に入学した場合には、同法科大学院の既修得単位として扱われます（ただし、本学部の単位としては認められません）。詳細については別途示します。

(ii) 九州大学法科大学院の基礎法学・隣接科目の既修者認定

本プログラムの登録者が、下表の左欄の本学部の科目4単位分をGPの平均が3.0以上となる成績で修得した上で九州大学法科大学院に入学した場合には、同法科大学院への申請により、下表の右欄の同法科大学院の基礎法学・隣接科目につき既修者認定を受けることができます。

本学部の科目（括弧内は単位数）	基礎法学・隣接科目
日本法制史（4）・東洋法制史（4）・西洋法制史（4）・ローマ法I（2）・ローマ法II（2）	歴史と法
比較法（4）・英米法（2）・ドイツ法（2）・フランス法（2）・アジア法（2）・中国法（4）	外国法
政治学原論（2）・政治史（4）・比較政治学I（2）・政治学史I（2）・政治学史II（2）・国際政治学I（2）・国際政治学II（2）	法と政治
行政学（4）	行政学
法社会学（4）	法社会学
法哲学（4）	現代法哲学

2. 九州大学法科大学院の特別選抜

(1) 5年一貫型特別選抜

5年一貫型特別選抜とは、各法科大学院が連携協定を締結した学部の法曹コースの学生を対象として、法律科目の論文式試験を課さずに行う入学者選抜です。九州大学法科大学院は本学部と連携協定を締結しており、本プログラムの修了見込者（早期卒業による場合に限られない。）からの志願者を対象に5年一貫型特別選抜を実施します。この選抜では口述試験を行い、その成績と学部成績を総合し、同法科大学院の既修者コースへの合否を決定します。募集人員は9名です。

(2) 開放型特別選抜

開放型特別選抜とは、各法科大学院が各大学の法曹コース（連携協定の有無を問わない）の学生を対象として、法律科目の論文試験を課しつつ、志願者の能力等を総合して判定することにより行う入学者選抜です。九州大学法科大学院の開放型特別選抜では、憲法・民法・刑法の論文式試験を行い、その成績と学部成績を総合し、同法科大学院の既修者コースへの合否を決定します。募集人員は6名です。

VII. 留 学

九州大学は、諸外国の多くの大学と大学間交流協定又は部局間交流協定を締結しており、その研究・教育の協力関係を発展させ、両者の友好関係を促進しようとしています。積極的に下記留学制度を活用し、留学の機会を得て、国際的な知識や感覚を身につけてください。

留学制度については、募集があり次第、所定の掲示板に掲示しますので参照してください。詳しくは、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に問い合わせるか、または、九州大学国際部のWebサイトを参照してください。<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/>

(1) 九州大学交換留学プログラム

九州大学では、1996年度から学生交流協定を締結している外国の大学へ学生派遣を開始し、留学を推奨しています。この派遣制度は「九州大学交換留学プログラム」といい、この制度による留学を一般に「交換留学」と呼んでいます。毎年、説明会が開催され、8月～9月に募集が行われています。

(2) 諸外国の留学プログラム

これらについては募集があり次第、所定の掲示板に掲示するので参照してください。

(3) 各種留学プログラム

ロータリー財団などの各種留学プログラムがあるので、希望者は当該機関に問い合わせてください。

(4) 短期語学研修・サマースクール

将来的な留学のために、短期間の異文化体験を通して、留学への不安を解消し、かつ、語学力の向上を図ることを目的とした、短期語学研修やサマースクールがあります。

(5) 法学部生のための交換留学制度

法学部は、海外の多くの大学と部局間学生交流協定を締結しており、留学を推奨しています。詳しくは、法学部の交換留学に関するWebサイトを参照の上、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に問い合わせてください。

<https://www.law.kyushu-u.ac.jp/international/exchange-programs/outbound>

※ URLは変更になる可能性もあるので、アクセスできない場合は、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に問い合わせてください。

参考：大学間・部局間学生交流協定校一覧は下記URLより確認してください。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/institution.php>

問い合わせ先：大学間交流協定校は国際部、部局間交流協定校は人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）

VIII. 早期卒業制度

法学部に3年以上在学した者で、所定単位を優秀な成績で修得したものは、4年未満の在学であっても卒業者として認められることがあります。これを「早期卒業制度」といい、法学部では、以下に定めるところに従って早期卒業制度による卒業（以下、「早期卒業」）を認めることとしています。

1. 早期卒業制度の区分

早期卒業制度は、その対象となる学生によって以下の2つに区分されます。

名 称	対 象 者
早期卒業制度 (法科大学院連携プログラム)	本学部に3年間在学し、卒業後直ちにいづれかの法科大学院の既修者コースへの入学を予定する法科大学院連携プログラム（本便覧VI参照）の登録者
早期卒業制度 (GVプログラム)	本学部に3年6ヶ月間 在学し、卒業後直ちに本学大学院法学府法政理論専攻国際コース「英語による法学修士課程プログラム」のうちいわゆる LL.M. コースの学生として入学を予定する GV プログラム（本便覧V参照）の学生（4年次前期から GV プログラムの学生となった者を除く）

2. 早期卒業制度（法科大学院連携プログラム）について

(1) 卒業願の提出

本制度による早期卒業を希望する法科大学院連携プログラムの登録者は、3年次の11月中旬～12月上旬の所定の期間内に人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に卒業願を提出しなければなりません。

(2) 早期卒業を認める要件

本制度による早期卒業は、(1) の卒業願を提出した者が以下の要件を満たす場合に認めるものとします。

- ①在学期間以外の卒業要件を満たしていること
- ②全ての法科大学院連携プログラムの必修科目につき単位を修得していること
- ③専攻教育科目の成績でSとAが合わせて全体（Fを含む）の60%程度はあり、かつ、基幹教育科目を含むGPAが2.8程度であること
- ④いづれかの法科大学院の特別選抜に合格していること

3. 早期卒業制度（GVプログラム）について

(1) 卒業願の提出

本制度による早期卒業を希望するGVプログラムの学生は、4年次の5月中旬～6月中旬の所定の期間内に人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に卒業願を提出しなければなりません。

(2) 早期卒業を認める要件

本制度による早期卒業は、(1)の卒業願を提出した者が以下の要件を満たす場合に認めるものとします。

- ①在学期間以外の卒業要件を満たしていること
- ②2019年度以降の入学者については、GVプログラム特別演習の単位を修得していること
- ③専攻教育科目の成績でSとAが合わせて卒業に必要とされる単位の2/3以上あり、かつ、基幹教育科目を含むGPAが3.0程度であること
- ④本学大学院法学府LL.M.コースへの入学手続を完了していること

IX. 大学院法学府入学

九州大学大学院法学府（以下「本学府」という。）は、法政理論専攻の一専攻制となっており、法政理論専攻には、専修コース、研究者コース及び国際コースの三つのコースが設けられています。専修コース（一般選抜）は、学部卒業生を対象に、学部教育を更に発展させ、専門的・実務的知識を幅広く修得する機会を提供するために設けられたもので、修了後は、社会人として専門的知識と幅広い視野を生かして活躍することが期待されています。専修コース（職業人特別選抜）は、社会人を対象として、そのリカレント教育を行っています。研究者コース（一般選抜）は、博士後期課程へ進学し、研究者を目指す人を主な対象としています。専修コース及び研究者コースでは、外国人留学生を対象とした外国人留学生特別選抜も実施しています。

本学府専修コース及び研究者コースでは、学生を秋季と春季とに分けて2度募集し、入学志願者は秋季と春季のいずれか、又は両方を受験することができます。国際コースでは、全ての授業を英語で行っています。国際コースの募集等の詳細はホームページ（<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programsinenglish/>）をご覧ください。

ここでは、本学府専修コース及び研究者コースへ進学を希望する者のため、その手引きの概略を令和4年度学生募集要項に基づき列挙します。なお、入学年度によって募集要項の内容が変更される場合もありますので、詳しくは、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に問い合わせてください。

1. 専修コース（一般選抜）

修士課程

(1) 出願資格

- ①学校教育法第83条に定める大学の卒業者及び令和5年3月までに卒業見込みの者
- ②学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和5年3月までに授与される見込みの者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号

の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) により、学士の学位に相当する学位を授与された者

⑦専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑧文部科学大臣の指定した者

⑨学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学府において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑩本学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの（令和5年4月1日現在）

①～⑩にかかわらず、令和5年3月までに次のいずれかに該当する者であって、本学府の定める単位を優秀な成績で修得すると認めたもの

ア 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者

イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(2) 募集専攻

法政理論専攻

(3) 選抜方法

選抜は、学力試験（筆記試験・口頭試問）及び提出資料等を総合して行います。

筆記試験の試験科目は、主履修科目1科目及び各主履修科目群ごとに定められた試験科目のうちから選択科目1科目を選択しなければなりません。ただし、選択科目は外国語（英語・独語・仏語・中国語・韓国語）のうちから1カ国語で代えることができます。

(4) 願書の受付は8月中旬及び12月中旬、筆記試験は9月中旬及び2月中旬頃実施されます。なお、学生募集要項は6月中旬頃決定公示する予定ですので、詳細については、それを参照してください。
また、募集要項は法学部HP→入学希望者ページ→法学府入試情報コーナーにも掲載します。

2. 研究者コース（一般選抜）

A 修士課程

(1) 出願資格

①学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学の卒業者及び卒業見込みの者

②学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者

③外国において学校教育における16年の課程を修了した者

④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学

校教育における16年の課程を修了した者

⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

⑥外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

⑦専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑧文部科学大臣の指定した者

⑨学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学府教授会において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑩本学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

①～⑩にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学府教授会の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程に入学させることができる。

ア 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者

イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(2) 募集専攻

法政理論専攻

(3) 選抜方法

選抜は、学力試験（筆記試験・口頭試問）、提出論文（政治学主履修科目群を希望する者）及び提出資料等を総合して行います。

筆記試験の試験科目は、外国語（英語・独語・仏語・中国語・韓国語）のうちから1カ国語選択及び各主履修科目群ごとに定められた試験科目のうちから2科目（政治学主履修科目群以外を希望する者は主履修科目の受験を当該科目に関するテーマについて作成した論文の提出をもって代えることができます）を選択しなければなりません。

(4) 願書の受付は8月中旬及び12月中旬、筆記試験は9月中旬及び2月中旬頃実施されます。なお、

学生募集要項は6月中旬頃決定公示する予定ですので、詳細については、それを参照してください。
また、募集要項は法学部HP→入試情報→法学府入試情報コーナーにも掲載します。

B 博士後期課程（研究者コース・一般選抜）

(1) 出願資格

- ①修士の学位又は専門職学位を有する者及び取得見込みの者
- ②外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ④我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ⑤国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ⑥外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）第16号の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦文部科学大臣の指定した者
- ⑧本学府教授会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(2) 募集専攻

法政理論専攻

(3) 選抜方法

選抜は、論文審査、学力試験（筆記試験・口頭試問）、及び提出資料等を総合して行います（外国人留学生は別途指定）。

(4) 願書の受付は8月中旬及び12月中旬、学力試験は9月下旬及び2月中旬頃実施されます。なお、各年度の入学者募集要項は6月中旬頃決定公示する予定ですので、詳細については、それを参照してください。

また、募集要項は法学部HP→入試情報→法学府入試情報コーナーにも掲載します。

X. 法科大学院・資格試験等

1. 司法試験

(1) 法科大学院

法曹（裁判官・検察官・弁護士）になるためには、原則として、司法試験を受験し、それに合格した後、司法修習を受けなくてはなりません。司法試験を受験するには、九州大学を含む全国の大学が設置する法科大学院の修了者または修了見込者である必要があります（但し、予備試験の場合を除く。（2）参照）。法科大学院の課程には、法学既修者を対象とする2年間の既修者コースと、法学未修者を対象とする3年間の未修者コースとがあります。

法科大学院の入学試験は、どの大学のどの学部の修了者・修了見込者でも受験することができます。また、法学既修者コースの入学試験では法的知識を問う法律科目の論文式試験が実施されます。

以上に加え、2019年度以降の法学部入学者を対象として、新たに、いわゆる「法曹コース」の制度が始まりました。法曹コースは九州大学を含む全国の大学の法学部に開設されています（本便覧VI参照）。そして、各法科大学院では、2019年度入学者の3年次に当たる2021年に実施される入試（2022年度入試）より、各大学の法曹コースの修了者・修了見込者のみを対象として、既修者コースへの入学者を選抜する特別選抜入試を実施することになっています（法曹コースの修了者・修了見込者は上記のような従来からの一般選抜入試を受験することもできます）。特別選抜入試では学部成績が重視され、成績優秀者については法律科目の論文式試験が免除されたり、合格者が3年間の在籍期間で学部を卒業した上で法科大学院に入学することが認められます。

なお、九州大学の法科大学院についての詳細は、九州大学法科大学院のホームページ（<https://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/>）を参照してください。

(2) 司法試験予備試験

司法試験の受験資格は、法科大学院の修了者・修了見込者のほか、「司法試験予備試験」の合格者にも認められます。詳細については、法務省のホームページの該当ページ（https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shikaku_saiyo_index.html）を参照してください。

2. 国家公務員採用試験（総合職・一般職・専門職）

問い合わせ先 人事院九州事務局 092-431-7731

<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

3. 裁判所職員採用試験（総合職・一般職）

問い合わせ先 福岡高等・地方・簡易裁判所 092-781-3141

<http://www.courts.go.jp/saiyo/>

4. 教育職員免許状の取得

(1) 法学部で取得できる教員免許状

高等学校一種…公民、地理歴史

中学校一種…社会

(2) 免許状取得のために必要な単位数

免許状ごとに修得しなければならない科目と単位数が決められています。履修にあたっては、基幹教育履修要項や履修希望者に配布される「教職課程の手引」を参照し、不明な点については、人文社会科学系事務部学務課（法学部・法学府担当）に問い合わせてください。

XI. 九州大学法学部規則

平成16年度九大規則第109号
制 定：平成16年4月1日
最終改正：令和5年 月 日
(令和4年度九大規則第 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号。以下「通則」という。）により各学部規則において定めるように規定されている事項その他法学部の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の2 法学部は、法学・政治学教育を通じて、地域社会、日本社会、国際社会にあってリーダーシップを発揮しうる創造性豊かな人材を組織的に養成する。

(再入学等)

第2条 学生の再入学、転学部、転入学又は編入学（以下「再入学等」という。）については、収容定員に余裕がある場合又は特に必要と認める場合に教授会の議を経て、考査の上許可することがある。

2 前項の規定により再入学等を許可された者の修業年限、授業科目の履修、単位修得方法その他について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

第3条 科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に入学する者の修業年限の通算については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第3条の2 学生が、通則第23条の規定に基づき、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、教授会の議を経て学部長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(教育課程)

第4条 法学部における教育課程は、基幹教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

2 基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。

3 専攻教育科目に関する授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

4 前項に規定するもののほか臨時に開設する授業科目は、その都度教授会の議を経て、学部長が別に定める。

5 単位計算の基準は、講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。

第4条の2 法学部に、Global Vantage プログラム（以下「GVプログラム」という。）を置く。

2 GVプログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

第4条の3 法学部に、法科大学院連携プログラムを置く。

2 法科大学院連携プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

第4条の4 法学部に、法学部、文学部、教育学部、経済学部及び工学部建築学科が協働して各学部の専門的なカリキュラムに加え副次的な学びの体系を提供することで、人文・社会科学分野における複数の学問的ツールと広範な知見とを兼ね備えた、視野の広い人材を育成するため、文学部、教育学部、法学部、経済学部及び工学部建築学科副専攻プログラム（以下「人社系副専攻プログラム」という。）を置く。

2 人社系副専攻プログラムは学部横断型副専攻プログラム及び専門領域型副専攻プログラムで構成する。

3 人社系副専攻プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第5条 法学部の卒業の要件は、次の各号に定めるところにより、128単位以上を修得することとする。

(1) 基幹教育科目 48単位

 基幹教育セミナー 1単位

 課題協学科目 2.5単位

 言語文化科目

 言語文化基礎科目 12単位

 文系ディシプリン科目 10単位

 理系ディシプリン科目 5単位

 サイバーセキュリティ科目 1単位

 健康・スポーツ科目 1単位

 総合科目 2単位

 高年次基幹教育科目 2単位

 上記のほか、別表第1備考4に定める授業科目 11.5単位

(2) 専攻教育科目から80単位以上

2 学生が各年次において履修登録できる専攻教育科目の単位数の上限については、次のとおりとする。

ただし、必修科目、集中講義により開講される授業科目及び教授会の議を経て学部長が除外科目として認定した科目については、登録上限の対象外とする。

 1年次 6単位

 2年次 48単位

 3年次 48単位

3 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て学部長が特別な事情があると認めた場合は、登録上限を超えて履修登録ができるものとする。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

 前期 4月1日から9月30日まで

 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業科目等の公示)

第7条 授業科目、授業時間数、単位数及び授業担任者の氏名は、各学期の始めにこれを公示する。

(授業科目の履修届)

第8条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、学部長に届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第9条 各授業科目の成績の評価は、その授業担任者が行う。

2 各授業科目の単位修得の認定は、学部長が行う。

3 前項の認定の方法については、教授会の議を経るものとする。

4 卒業論文は、教授会の議を経て指定された担任者がこれを考查する。

第10条 授業科目の成績評価は、学部通則第17条の3の規定により行うものとする。

第11条 単位修得の認定を筆記試験によって行う場合、試験実施の期日その他については、あらかじめ公示する。

(修業年限及び在学期間)

第12条 法学部の修業年限は、第2条の規定に該当するものを除き4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学部に3年以上在学した者で、所定単位を優秀な成績で修得したものは、卒業者とすることができます。
- 3 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第2条の規定に該当するものの在学期間は、その修業年限の2倍とする。
- 4 休学した期間は、前項の在学期間に算入しない。

(教職課程)

第13条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）に基づく中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者は、教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目及び教育実践に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

第14条 教科及び教科の指導法に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に係る授業科目は、別表第2から指定した授業科目のほか、別表第3に掲げる授業科目とする。

- 2 教科及び教科の指導法に関する科目のうち、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る授業科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目並びに大学が独自に設定する科目のうち別に定める科目については、本学教育学部の教職課程において開設する。

(科目等履修生)

第15条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第1項に定めるところによる。

第16条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、学部長に願い出なければならない。

- 2 学部長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第17条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

- 2 前項の単位の授与については、第9条第1項、第10条及び第11条の規定を準用する。

第18条 学部長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(聴講生)

第19条 特定の授業科目につき聴講を希望する者があるときは、学期ごとに教授会の選考を経て、聴講生として許可することがある。

第20条 聴講生を希望する者は、聴講しようとする講義題目を記載し、履歴書を添えて、各学期の始めに、学部長に願い出て許可を得なければならない。

第21条 聴講生に対しては、単位修得の認定を行わない。ただし、法による単位を必要とする者については、この限りでない。

- 2 聴講証明書又は法に係る単位修得証明書は、請求があればこれを付与することがある。

(雑則)

第22条 この規則その他の規則等に定めるものほか、本学部の校務について必要な事項は、学部教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第207号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学法学部規則は、平成17年度に本学部に入学する者から適用し、平成17年3月31

日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年度九大規則第64号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学法学部規則は、平成18年度に本学部に入学する者から適用し、平成18年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年度九大規則第133号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学法学部規則は、平成19年度に本学部に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第13号）

- 1 この規則は、平成19年7月20日から施行する。
- 2 改正後の九州大学法学部規則第10条の規定は、平成19年度に本学部に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第81号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学法学部規則別表第1及び別表第2の規定は、平成18年度に本学部に入学した者から適用し、平成18年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の九州大学法学部規則別表第3及び別表第4の規定は、平成20年度に本学部に入学する者から適用し、平成20年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第82号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則は、平成22年度に本学部に入学した者から適用し、平成22年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第99号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則は、平成23年度に本学部に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第117号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則は、平成24年度に本学部に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第125号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則は、平成26年4月1日に本学部に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第149号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則第12条及び別表第3の規定は、平成27年4月1日に本学部に入学する者から適用し、平成27年3月31日に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則（以下「新規則」という。）は、平成28年4月1日に本学部に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則のうち第5条の規定は、平成27年4月1日に本学部に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、新規則のうち別表第1の規定は、平成26年4月1日に本学部に入学した者から適用し、平成26年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第32号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第115号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則第5条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日に本学部に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第111号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則（以下「新規則」という。）は、平成30年4月1日に本学部に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第4条の2の規定については、平成29年4月1日に本学部に入学した者から適用し、平成29年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第95号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則（以下「新規則」という。）は、平成31年4月1日に本学部に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第4条の2の規定は、平成27年4月1日に本学部に入学した者から適用し、平成27年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、新規則別表第2の規定は、平成31年4月1日に本学部に在学する者から適用する。

附 則（令和元年度九大規則第44号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学法学部規則は、令和2年4月1日に本学部に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第84号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則（以下「新規則」という。）は、令和3年4月1日に本学部に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則別表第2及び別表第3の規定は、平成26年4月1日に本学部に入学した者から適用し、平成26年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第87号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則は、令和4年4月1日に本学部に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法学部規則（以下「新規則」という。）は、令和5年4月1日に本学部に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第4条の4の規定は、令和4年4月1日に本学部に入学した者から適用し、令和4年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、この規則による改正前の九州大学法学部規則別表第1の高年次基幹教育科目に係る単位数については、新規則の当該科目に係る単位数の規定を令和4年4月1日に本学部に入学した者から適用し、令和4年3月31日に本学部に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第1(基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数)

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
基幹教育セミナー	基幹教育セミナー	1	1	1
課題協学科目	課題協学科目	2.5	2.5	2.5
	学術英語・アカデミックイシューズ	1	第1外国語 英語 7	12
	学術英語・グローバルイシューズ	1		
	学術英語・プロダクション1	1		
	学術英語・プロダクション2	1	第2外国語 5	
	学術英語・再履修	1		
	学術英語・CALL 1	1		
	学術英語・CALL 2	1		
	学術英語・テーマベース	1		
	学術英語・スキルベース	1		
	専門英語	1		
	学術英語・集中演習	2		
	学術英語・上級	2		
言語文化基礎科目	ドイツ語IA	1		
	ドイツ語IB	1		
	ドイツ語IIA	1		
	ドイツ語IIB	1		
	ドイツ語III	1		
	ドイツ語IV	1		
	ドイツ語プラクティクムI	1		
	ドイツ語プラクティクムII	1		
	ドイツ語プラクティクムIII	1		
	フランス語IA	1		
	フランス語IB	1		
	フランス語IIA	1		
	フランス語IIB	1		
	フランス語III	1		
	フランス語IV	1		
	フランス語プラティク I	1		
	フランス語プラティク II	1		
	フランス語プラティク III	1		
	中国語IA	1		
	中国語IB	1		
	中国語IIA	1		
	中国語IIB	1		
	中国語III	1		
	中国語IV	1		
	中国語実践I	1		
	中国語実践II	1		
	中国語実践III	1		
	中国語集中演習	1		
	ロシア語IA	1		
	ロシア語IB	1		
	ロシア語IIA	1		
	ロシア語IIB	1		

区分		授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数	
言語文化科目	言語文化基礎科	ロシア語Ⅲ	1			
		ロシア語Ⅳ	1			
		韓国語ⅠA	1			
		韓国語ⅠB	1			
		韓国語ⅡA	1			
		韓国語ⅡB	1			
		韓国語Ⅲ	1			
		韓国語Ⅳ	1			
		韓国語表現演習Ⅰ	1			
		韓国語表現演習Ⅱ	1			
		スペイン語ⅠA	1			
		スペイン語ⅠB	1			
		スペイン語ⅡA	1			
		スペイン語ⅡB	1			
		スペイン語Ⅲ	1			
		スペイン語Ⅳ	1			
		スペイン語表現演習Ⅰ	1			
		スペイン語表現演習Ⅱ	1			
		日本語Ⅰ	1			
		日本語Ⅱ	1			
		日本語Ⅲ	1			
		日本語Ⅳ	1			
		日本語Ⅴ	1			
		日本語Ⅵ	1			
		日本語Ⅶ	1			
文系デイリープリンシップス	文系デイリープリンシップス	法学入門	2	4	10	
		政治学入門	2			
		哲学・思想入門	2	6		
		先史学入門	2			
		歴史学入門	2			
		文学・言語学入門	2			
		芸術学入門	2			
		文化人類学入門	2			
		地理学入門	2			
		社会学入門	2			
		心理学入門	2			
		現代教育学入門	1			
		教育基礎学入門	1			
		経済学入門	2			
物理系		経済史入門	2			
		The Law and Politics of International Society	2			
		社会と数理科学	1	5	5	
		入門微分積分Ⅰ	1			
		入門微分積分Ⅱ	1			
		微分積分学Ⅰ	2			
		微分積分学Ⅱ	2			
		入門線形代数Ⅰ	1			
		入門線形代数Ⅱ	1			

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
	線形代数学 I	2		
	線形代数学 II	2		
	数学演習 A I	1		
	数学演習 A II	1		
	数学演習 B	1		
	数理統計学	2		
	身の回りの物理学 A	1		
	身の回りの物理学 B	1		
	力学概論	2		
	電磁気学概論	1		
	力学概論演習	1		
	電磁気学概論演習	0.5		
	熱力学概論	1		
理系	熱力学概論演習	0.5		
	力学基礎	2		
	電磁気学基礎	1		
	力学基礎演習	1		
デイシ	電磁気学基礎演習	0.5		
	熱力学基礎	1		
	熱力学基礎演習	0.5		
	物理学の進展 A	1		
	物理学の進展 B	1		
	現代物理学基礎	2		
ブリ	電気電子工学入門	2		
	原子核物理学	2		
	身の回りの化学	1		
	無機物質化学 I	1		
ン	無機物質化学 II	1		
	有機物質化学 I	1		
科	有機物質化学 II	1		
	基礎化学結合論 I	1		
目	基礎化学結合論 II	1		
	基礎化学熱力学 I	1		
	基礎化学熱力学 II	1		
	現代化学	2		
	基礎生物有機化学 I	1		
	基礎生物有機化学 II	1		
	基礎生化学 I	1		
	基礎生化学 II	1		
	機器分析学	2		
	生命の科学 A	1		
	生命の科学 B	1		
	生物学概論	2		
	細胞生物学	2		
	集團生物学	2		

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
理系デザインプリン科目	分子生物学	2		
	生態系の科学	2		
	地球と宇宙の科学	1		
	地球科学	1		
	最先端地球科学	1		
	宇宙科学概論	2		
	デザインアプローチ	1		
	図形科学 I	1		
	図形科学 II	1		
	空間表現実習 I	2		
	空間表現実習 II	2		
	世界建築史概論	1		
	日本建築史概論	1		
	近・現代建築史	1		
	デザイン史	2		
	情報科学	2		
	プログラミング演習	1		
	コンピュータープログラミング入門	1		
サイバーセキュリティ科目	実験で学ぶ自然科学	1		
	自然科学総合実験	1		
健康・スポーツ科目	基礎科学実習	1		
	サイバーセキュリティ基礎論	1	1	1
	健康・スポーツ科学演習	1	1	1
	身体運動科学実習ⅠA	0.5		
	身体運動科学実習ⅠB	0.5		
	身体運動科学実習ⅡA	0.5		
	身体運動科学実習ⅡB	0.5		
	身体運動科学実習ⅢA	0.5		
	身体運動科学実習ⅢB	0.5		
	身体運動科学実習ⅣA	0.5		
	身体運動科学実習ⅣB	0.5		
	身体運動科学実習V	1		
	健康・スポーツ科学講義A	1		
	健康・スポーツ科学講義B	1		
	健康・スポーツ科学講義II	2		

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
総合科目	アカデミック・フロンティアⅠ	1	2	2
	アカデミック・フロンティアⅡ	1		
	大学とは何かⅠ	1		
	大学とは何かⅡ	1		
	九州大学の歴史Ⅰ	1		
	九州大学の歴史Ⅱ	1		
	女性学・男性学Ⅰ	1		
	女性学・男性学Ⅱ	1		
	日本事情	2		
	社会連携活動論：ボランティア	1		
	社会連携活動論：インターンシップ	1		
	Law in Everyday Life A	1		
	Law in Everyday Life B	1		
	バリアフリー支援入門	1		
	ユニバーサルデザイン研究	1		
	アクセシビリティ入門	1		
	アクセシビリティ支援入門	1		
	アクセシビリティ基礎	1		
	人と人をつなぐ技法	1		
	コミュニケーション入門	1		
	大学生活におけるリスクマネジメント	1		
	健康科学・内科学から見たキャンパスライフ	1		
	心理学・精神医学から見たキャンパスライフ	1		
	アジア埋蔵文化財学A	1		
	アジア埋蔵文化財学B	1		
	韓国・朝鮮研究の最前線Ⅰ	1		
	韓国・朝鮮研究の最前線Ⅱ	1		
	グローバル社会を生きるⅠ	1		
	グローバル社会を生きるⅡ	1		
	社会参加のための日本語教育Ⅰ	1		
	社会参加のための日本語教育Ⅱ	1		
	フィールドに学ぶA	1		
	フィールドに学ぶB	1		
	教育テスト論	2		
	現代企業分析	1		
	現代経済事情	1		
	水の科学	2		
	医療倫理学Ⅰ	1		
	医療倫理学Ⅱ	1		
	バイオエシックス入門	1		
	科学の進歩と女性科学者Ⅰ	1		
	科学の進歩と女性科学者Ⅱ	1		
	糸島の水と土と緑	1		
	命のあり方・尊さと食の連関	2		
	食肉加工の理論と実践	2		

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
総合科目	先進的植物生産システム概論 I	1		
	先進的植物生産システム概論 II	1		
	体験的農業生産学入門	1		
	農業と環境の科学	1		
	食科学の新展開	1		
	作物生産とフロンティア研究	1		
	持続可能な農業生産・食料流通システム	1		
	農業と微生物	1		
	企業から見たサイバーセキュリティ A	1		
	企業から見たサイバーセキュリティ B	1		
	サイバーセキュリティ演習	1		
	分子の科学	2		
	アイデア・ラボ I	2		
	アントレプレナーシップ入門	2		
	伊都キャンパスを科学する I (軌跡編)	1		
	伊都キャンパスを科学する II (現在編)	1		
	伊都キャンパスを科学する III (展望編)	1		
	先端技術入門 A	1		
	先端技術入門 B	1		
	速習エスペラント	2		
	少人数セミナー 九州大学基幹教育科目履修規則（平成25年度九大規則第120号）第3条第2項の規定により定める授業科目	1		
高年次基幹教育科目	科学の歴史A	1	2	2
	科学の歴史B	1		
	科学の基礎（哲学的考察）	1		
	脳情報科学入門	1		
	認知心理学	1		
	Brain and Mind	1		
	統計的機械学習	1		
	現代社会 I	2		
	現代社会 II	2		
	現代社会 III	2		
	現代社会 IV	2		
	現代史 I	2		
	現代史 II	2		
	現代史 III	2		
	現代史 IV	2		
	E U論基礎—制度と経済— 技術と産業・企業	2		
	グローバル化とアジア経済	2		
	金融と経済	2		

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
高 年 次 基 幹 教 育 科 目	サイバー空間デザイン	2		
	芸術学概論	1		
	音楽・音響論	2		
	社会包摶とデザインA	1		
	社会包摶とデザインB	1		
	環境問題と自然科学	2		
	環境調和型社会の構築	2		
	グリーンケミストリー	2		
	自然災害と防災	2		
	生態系の構造と機能 I	1		
	生態系の構造と機能 II	1		
	ジェンダー論	2		
	ボランティア活動 I	1		
	ボランティア活動 II	1		
	インターンシップ I	1		
	インターンシップ II	1		
	漢方医薬学	1		
	チーム医療演習	1		
	バイオインフォマティクス	2		
	臨床イメージング	1		
	社会と健康	2		
	国際保健と医療	2		
	アクセシビリティマネジメント研究	2		
	地球の進化と環境	2		
	生物多様性と人間文化A	1		
	生物多様性と人間文化B	1		
	遺伝子組換え生物の利用と制御	2		
	バイオテクノロジー詳論	2		
	平和と安全の構築学	1		
	文化と社会の理論	2		
	東アジアと日本－その歴史と現在－	2		
	法文化学入門	2		
	法史学入門	2		
	ローマ法史	2		
	国際社会論	2		
	プレゼンテーション基礎	1		
	レトリック基礎	1		
	技術と倫理	1		
	医療における倫理	2		
	研究と倫理	1		
	インフォームドコンセント	1		
	薬害	1		
	臨床倫理	1		
	アントレプレナーシップ・会計/ファイナンス基礎	1		
	アントレプレナーシップ・戦略論基礎	1		

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	合計最低修得単位数
	アントレプレナーシップ・組織論基礎	1		
	アントレプレナーシップ・マーケティング基礎	1		
	キャリアのための自己探求学	1		
	グローバルPBLプログラム	2		
	新興国アントレプレナーシップ	2		
	Entrepreneurship Bootcamp	2		
	事業創造デザイン特論Ⅰ	1		
	事業創造デザイン特論Ⅱ	1		
	九大生よ、ビジネスとイノベーションを学ぼうA	1		
	九大生よ、ビジネスとイノベーションを学ぼうB	1		
	統計データ分析入門A	1		
	統計データ分析入門B	1		
	統計科学入門A	1		
	統計科学入門B	1		
	社会調査法A	1		
	社会調査法B	1		
	教育学特論	2		
	教育心理学特論（教育・学校心理学）	2		
	日本国憲法	2		
	アナロジーのすすめⅠ	1		
	アナロジーのすすめⅡ	1		
	クリエイティブ産業と文化政策	2		
	データサイエンス総論Ⅰ	1		
	データサイエンス総論Ⅱ	1		
	九州大学基幹教育科目履修規則（平成25年度九大規則第120号）第3条第2項の規定により定める授業科目			
上記に掲げる最低修得単位のほか、備考4に定める授業科目			11.5	11.5

(備考)

- 1 「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅶ」については、外国人留学生を対象とする授業科目として開設する。
- 2 外国人留学生は、言語文化基礎科目的履修について、第1外国語又は第2外国語として日本語を選択しなければならない。
- 3 高年次基幹教育科目「日本国憲法」は、第5条本文に定める卒業の認定を得るための単位数に含めない。
- 4 基幹教育科目の授業科目のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目又は他学部の専攻教育科目。

別表第2（専攻教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数）

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数
必修科目			
展開科目	演習I 演習II	4 4	8
入門科目	法政基礎演習	2	2
選択必修科目			
基礎盤科科目	法文化学基礎 法史学基礎 ローマ法 I 憲法 I ※ 1 憲法 II ※ 1 行政法 I ※ 1 労働法 民法 I ※ 1 民法 II ※ 1 民法 III ※ 1 民事訴訟法 I ※ 1 商法 I ※ 1 刑法 I ※ 1 刑法 II ※ 1 刑事訴訟法 ※ 1 国際公法 政治学原論 政治学史基礎 政治学 I 政治学 II 政治史 比較政治学 I 比較政治学 II 外国法律書講読又は外国政治書講読	2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	42
	法哲学 日本法制史 東洋法制史 西洋法制史 ローマ法 II 比較法 英米法 ドイツ法 フランス法 アジア法 中国法 法社会学	4 4 4 4 2 4 2 2 2 2 4 4	28

区分	授業科目	単位数	最低修得単位数
			選択必修科目
展開科目目	情報法	4	
	法情報学	2	
	紛争管理論	4	
	行政法II ※1	4	
	行政学	4	
	租税法	2	
	社会保障法	4	
	経済法	4	
	家族法 ※1	4	
	民事訴訟法II ※1	2	
	民事執行・保全法	2	
	商法II ※1	2	
	商法III	2	
	商法IV	2	
	少年法	4	
	刑事政策	4	
	国際経済法	4	
	国際私法	4	
	国際取引法	4	
	知的財産法	4	
	日本政治思想史	2	
	政治学史I	2	
	政治学史II	2	
	外交史	4	
	国際政治学I	2	
	国際政治学II	2	
	副演習I	4	
	副演習II	4	
	演習(留学生等特別認定) I	2	
	演習(留学生等特別認定) II	2	
	演習(留学生等特別認定) III	2	
	演習(留学生等特別認定) IV	2	
	L S架橋演習 ※1	4	
	GVプログラム特別演習 ※2	2	
九州大学法学部規則第4条第4項の規定により教授会が定めた授業科目		2又は4	
必修科目及び選択必修科目として履修した科目以外の科目		2又は4	

(備考)

※1の付された科目は法科大学院連携プログラムの必修科目であり、※2の付された科目はGVプログラムの必修科目である。

別表第3 (教科及び教科の指導法に関する科目のうち、教科に関する専門的事項に係る授業科目及び単位数)

授業科目		単位数
日	A	1
日	B	1
日	A	1
日	B	1
東	A	1
東	B	1
東	A	1
ヨ	B	1
ヨ	A	1
ヨ	B	1
ヨ	A	1
ヨ	B	1
ヨ	A	1
ヨ	B	1
地	A	1
地	B	1
地	A	1
自	B	1
社	A	1
国	B	1
國	A	1
倫	B	1
倫	A	1
比	B	1
比	A	1
比	B	1
比	A	1
宗	B	1
宗	A	1
心理学講義 I (知覚・認知心理学)		2
心理学講義 II (知覚・認知心理学)		2

XII. 九州大学学部通則

平成16年度九大規則第2号
制 定：平成16年4月1日
最終改正：令和5年 月 日
(令和4年度九大規則第 号)

目 次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第7条～第14条）
- 第3章 教育課程、卒業の認定等（第15条～第25条）
- 第4章 退学、転学、留学及び休学（第26条～第33条）
- 第5章 表彰、除籍及び懲戒（第34条～第37条）
- 第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第38条～第42条）
- 第7章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生（第43条～第47条）
- 附則

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第3条第5項の規定に基づき、学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の修業年限は、6年とする。

【学教法第87条】

3 九州大学（以下「本学」という。）の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

4 前項の修業年限の通算は、学部教授会の議を経て各学部長が定める。

（在学期間の限度）

第3条 在学期間の限度は、8年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の在学期間の限度は、12年とする。

（定 員）

第4条 各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学部規則において定める。

【大学設置基準第23条】

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

(休業日)

第6条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

【大学設置基準第22条】

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

(入学の時期)

第7条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

【学教法規則第163条】

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下この条において「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下この条において「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学にお

ける教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
【学教法第90条、学教法規則第150条】

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、本学に入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
(2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
(3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものと含む。）の当該課程に2年以上在学した者
(5) 前項第5号に規定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
(6) 文部科学大臣が指定した者
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受験科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で17歳に達したもの
【学教法第90条、学教法規則第153条、第154条】

(入学の出願)

第9条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第10条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

【学教法規則第144条】

(入学の手続及び許可)

第10条の2 総長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあっては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第11条 第26条の規定により退学した後、再び同一学部に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(転入学又は編入学)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者
(2) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に転入学を志願するもの
(3) 大学において単位（科目等履修生として修得した単位を除く。）を修得した者で、編入学を志願

するもの

- (4) 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの
- (5) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの
- (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、編入学を志願するもの
- (8) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、編入学を志願するもの

（転学部）

第12条の2 学部長は、本学の学生で転学部を志願する者について、学部教授会の議を経て選考の上、転学部を許可することができます。

（再入学、転入学及び編入学の手続及び許可）

第13条 第11条及び第12条に規定する再入学、転入学及び編入学に係る手続及び許可については、第10条の2の規定を準用する。

（再入学等における修業年限等の取扱い）

第14条 第11条から第12条の2までの規定により再入学、転学部、転入学及び編入学（以下「再入学等」という。）を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、学部教授会の議を経て各学部長が別に定める。

2 前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の2倍とする。

第3章 教育課程、卒業の認定等

（教育課程）

第15条 各学部の教育課程は、基幹教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

2 前項の基幹教育科目の履修については、別に定める。

3 第1項の教育課程及び卒業の認定については、各学部規則において定める。

（チャレンジ21）

第16条 本学に、学部ごとに編成する教育課程のほか、学部共通の課程を置く。

2 前項の課程をチャレンジ21と称し、当該課程について必要な事項は、別に定める。

（授業の方法）

第16条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

【大学設置基準第25条】

(授業科目の指導補助者)

第16条の3 各学部は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他各学部が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

【大学設置基準第8条】

(組織的な研修等)

第16条の4 学部長は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学部の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

【大学設置基準第11条】

2 学部長は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

【大学設置基準第11条】

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目（基幹教育科目を除く。）の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第16条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則に定める時間の授業をもつて1単位とすることができます。

【大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

【大学設置基準第21条】

3 基幹教育科目の各授業科目の単位の計算方法は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第17条の2 学部長は、学生に対して、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学設置基準第25条の2】

(成績評価)

第17条の3 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

S 基準を大きく超えて優秀である。

- A 基準を超えて優秀である。
- B 望ましい基準に達している。
- C 単位を認める最低限の基準には達している。
- F 基準を大きく下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習等の合否等により判定する授業科目は、R又はFの評語をもってあらわすことができるものとし、Rを合格とする。

4 前3項に定めるもののほか成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 【大学設置基準第28条】

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 【大学設置基準第28条】

(休学期間中の外国の大学又は外国の短期大学における授業科目の履修)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に外国の大学又は外国の短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。 【大学設置基準第29条】

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 【大学設置基準第30条】

2 前項の規定は、第18条第2項の場合に準用する。 【大学設置基準第30条】

3 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。 【大学設置基準第30条】

(本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数の限度)

第22条 第18条から前条までの規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第11条及び第12条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。この場合において、入学前の既修得単位等で第15条第1項に規定する基幹教育科目の授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えない

ものとする。

【大学設置基準第28条、第29条、第30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学設置基準第30条の2】

(卒業)

第24条 所定の授業科目及び単位数を履修修得することのほか、各学部規則に定める卒業の要件を満たした者は、卒業者とし、これに卒業証書を授与する。 【大学設置基準第32条】

2 第2条第1項の規定にかかわらず、本学の各学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科を除く。）に3年以上在学した者で、各学部規則の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で履修修得したものは、卒業者とし、卒業証書を授与することができる。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第16条の2第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位（医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位、薬学部臨床薬学科にあっては186単位）を超える学部にあっては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。 【学教法第89条】

(学位の授与)

第25条 卒業者には、九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）の定めるところにより、学士の学位を授与するものとする。 【学教法第104条】 【学位規則第2条】

第4章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 他の大学に転学を志望する学生は、学部長を経て総長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学部長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第2条の修業年限に通算することができる。

(休学)

第29条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学部長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学部長は、休学を許可することができる。

第30条 疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第31条 休学期間に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第32条 休学した期間は、在学期間に算入しない。

第33条 休学期間は、第2条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第11条又は第12条の規定により再入学等をした者の休学期間は、第14条第1項に規定する修業年限の年数を超えることができない。

第5章 表彰、除籍及び懲戒

(表 彰)

第34条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長が表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除 異)

第35条 総長は、学部長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該学生を除籍することができる。

- (1) 欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないとき。
- (3) 長期間にわたり行方不明のとき。
- (4) 第3条又は第14条第2項に規定する在学期間の限度を超えたとき。
- (5) 第33条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

第36条 総長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍する。

- (1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲 戒)

第37条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第38条 入学（再入学、転入学又は編入学を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第39条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

- 2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。
- 3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第40条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納付区分	納期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	11月30日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
- 3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。
- 4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第41条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第42条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第7章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。 【大学設置基準第31条】

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第44条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生及び専修生)

第46条 学部において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生又は専修生として入学を許可することがある。

2 研究生及び専修生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第47条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学通則（昭和24年6月1日施行）等の規定によるものとする。

附 則（平成16年度九大規則第194号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第31号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第38号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第32号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第59号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学学部通則第16条の2の規定は、平成20年度に九州大学に入学する者から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第38号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第50号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第83号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第81号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第47号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第84号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学部通則第15条及び第22条の規定は、平成26年度に九州大学に

入学する者から適用し、平成26年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第78号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第36号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第86号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第68号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学部通則は、平成30年度に九州大学に入学する者から適用し、平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第61号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第25号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第42号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学部通則第12条第4号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 この規則による改正後の九州大学学部通則第17条の3の規定は、令和3年度に九州大学に入学する者から適用し、令和3年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第68号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第8号）

この規則は、令和4年6月27日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

学 部 名	学 科 名	学 生 定 員						収容定員
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
共創学部	共 創 学 科	105	105	105	105	—	—	420
文学部	人 文 学 科	151	151	151	151	—	—	604
教育学部		46	46	46	46	—	—	184
法学部		189	189	189	189	—	—	756
経済学部	経 濟・ 経 営 学 科	141	141	141	141 (10)	—	—	564 (10)
	経 濟 工 学 科	85	85	85 (10)	85 (10)	—	—	340 (20)
	計	226	226	226 (10)	226 (20)	—	—	904 (30)
理 学 部	物 理 学 科	55	55	55	55	—	—	220
	化 学 学 科	62	62	62	62	—	—	248
	地 球 惑 星 科 学 科	45	45	45	45	—	—	180
	数 学 学 科	50	50	50 (5)	50 (5)	—	—	200 (10)
	生 物 学 学 科	46	46	46	46	—	—	184
	計	258	258	258 (5)	258 (5)	—	—	1,032 (10)
医 学 部	医 学 学 科	105	110	110	110	111	111	657
	生 命 科 学 学 科	12	12	12	12	—	—	48
	保 健 学 学 科	134	134	134	134	—	—	536
	計	251	256	256	256	111	111	1,241
歯 学 部	歯 学 学 科	53	53	53	53	53	53	318
薬 学 部	創 薬 化 学 学 科	49	49	49	49	—	—	196
	臨 床 薬 学 学 科	30	30	30	30	30	30	180
	計	79	79	79	79	30	30	376
工 学 部	電 気 情 報 工 学 科	153	153	153	—	—	—	459
	材 料 工 学 科	53	53	53	—	—	—	159
	応 用 化 学 科	72	72	72	—	—	—	216
	化 学 工 学 科	38	38	38	—	—	—	114
	融 合 基 礎 工 学 科	57	57	57 (20)	—	—	—	171 (20)
	機 械 工 学 科	135	135	135	—	—	—	405
	航 空 宇 宙 工 学 科	29	29	29	—	—	—	87
	量 子 物 理 工 学 科	38	38	38	—	—	—	114
	船 舶 海 洋 工 学 科	34	34	34	—	—	—	102
	地 球 資 源 シ ス テ ム 工 学 科	34	34	34	—	—	—	102
	土 木 工 学 科	77	77	77	—	—	—	231
	建 築 学 科	58	58	58	—	—	—	174
	(建 築 学 科)	—	—	—	58	—	—	58
	(電 気 情 報 工 学 科)	—	—	—	153	—	—	153
	(物 質 科 学 工 学 科)	—	—	—	163	—	—	163
	(地 球 環 境 工 学 科)	—	—	—	145	—	—	145
	(エ ネ ル ギ ー 科 学 科)	—	—	—	95	—	—	95
	(機 械 航 空 工 学 科)	—	—	—	164	—	—	164
計		778	778	778 (20)	778	—	—	3,112 (20)
芸術工学部	芸 術 工 学 科	187	187	187	187	—	—	748
農 学 部	生 物 資 源 環 境 学 科	226	226	226	226	—	—	904
総 計		2,549	2,554	2,554 (35)	2,554 (25)	194	194	10,599 (60)

(備考)

- 1 学生定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 （ ）を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。
- 4 医学部医学科の学生定員については、次の閣議決定に基づく臨時定員増の措置による入学定員の増員数を含む。
 - ・「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）
措置期間：平成22年度～令和元年度 増員数：各年度1年次5名
 - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
措置期間：平成23年度～令和元年度 増員数：各年度1年次1名
 - ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）
措置期間：令和2年度～令和3年度 増員数：各年度1年次5名
 - ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和2年11月25日付2文科高第739号医政発1125第5号）
措置期間：令和4年度 増員数：1年次5名

1. 法学部教員一覧

学部長 德 本 穣

○基礎法学

メールアドレス		
教 授	五十君 麻里子	igimi
	入江 秀晃	hirie
	江口 厚仁	eg
	遠藤 歩	endo
	西 英昭	h-nishi
准教授	川島 翔	kawashima
	成原 慧	narihara
	西村 友海	t-nishimura
	福原 明雄	a.fukuhara
	山口 道弘	myamaguchi

○公法・社会法学

●公法学

教 授	赤坂 幸一	anko
	大脇 成昭	owaki
	嶋田 晓文	a_shimada
	田中 孝男	ttnk
	南野 森	minamino
准教授	鈴木 崇弘	tsuzuki
	高橋 雅人	tmasato

●社会法学

教 授	丸谷 浩介	marutani
	山下 昇	yama
准教授	新屋敷 恵美子	shinyashiki

○民刑事法学

●民事法学

教 授	上田 竹志	ts-ueda
	笠原 武朗	kasahara
	小池 泰	koockeyk
	七戸 克彦	shichinohe
	田中 敬雄	tanaka
	徳本 穓	mitokumoto
	堀野 出	horino
准教授	浅野 雄太	asano
	荒達也	ara
	香山 高広	kayama
	高岡 大輔	takaoka.daisuke

○刑事法学

教 授	井上 宜裕	inouetk
	武内 謙治	takeuchi
	田淵 浩二	tabuchik
	豊崎 七絵	nanae
	野澤 充	mnozawa
准教授	富川 雅満	tomikawa

○国際関係法学

教 授	明石 欽司	akashi
	小島 立	kojima
	寺本 振透	sterra
	韓相熙	han
	松井 仁	matsui
	Mark Fenwick (マーク・フェニック)	mark
准教授	Steven Van UytSEL (スティーヴン・ヴァン・アーツル)	uytsel
	川崎 邦宏	kawasaki
准教授	八並 廉	yatsunami

○政治学

教 授	出水 薫	kizumi
	岡崎 晴輝	okazaki.seiki.882
	木村 俊道	kimura
	熊野 直樹	kumano
	蓮見 二郎	hasumi
准教授	大賀 哲	toga
	中島 琢磨	nakashima
	柳愛林	ryuar

(2023.4.1 現在)

※メールアドレスは @ 以下を省略して記載しております
ので、後ろに @law.kyushu-u.ac.jp を付けてください。

岡崎晴輝先生のみ、@m.kyushu-u.ac.jp を付けてください。

2. 伊都地区イーストゾーン講義室配置図

1階

(駐車場・バス停側)



共通講義室、演習室



B-101 (100人)	B-102 (50人)	B-103 演習室	B-104 演習室	B-105 演習室	B-106 演習室	倉庫
-----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	----

機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



機械室



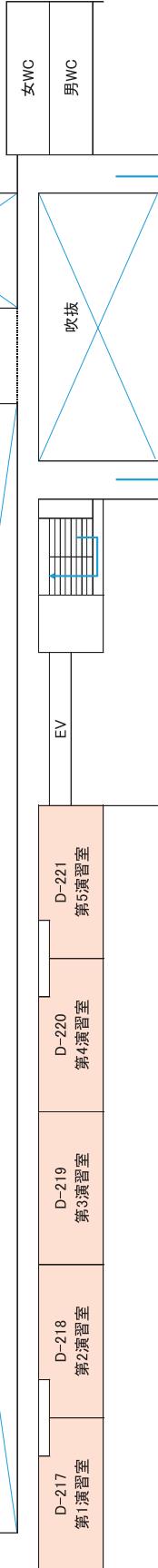
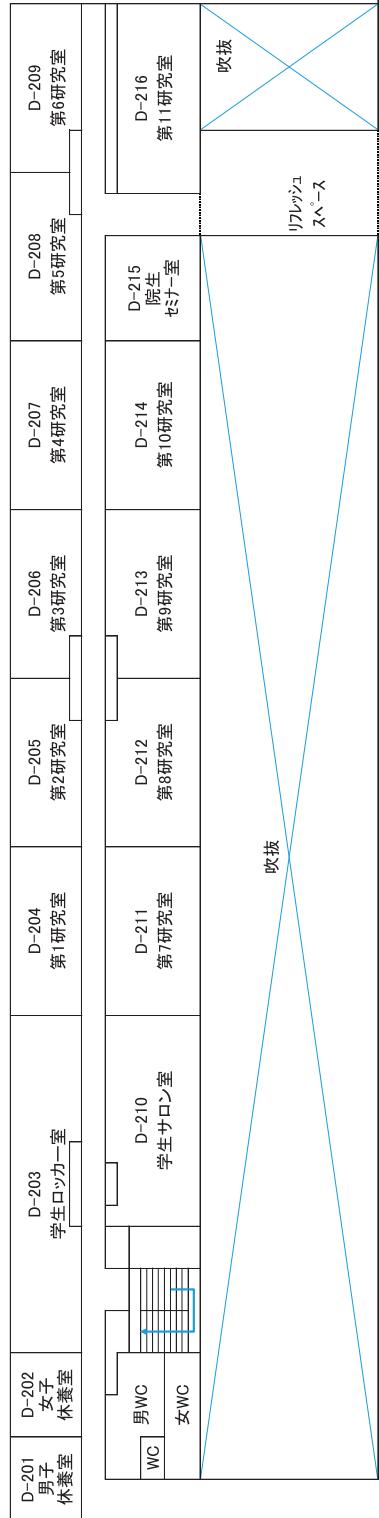
機械室

機械室</

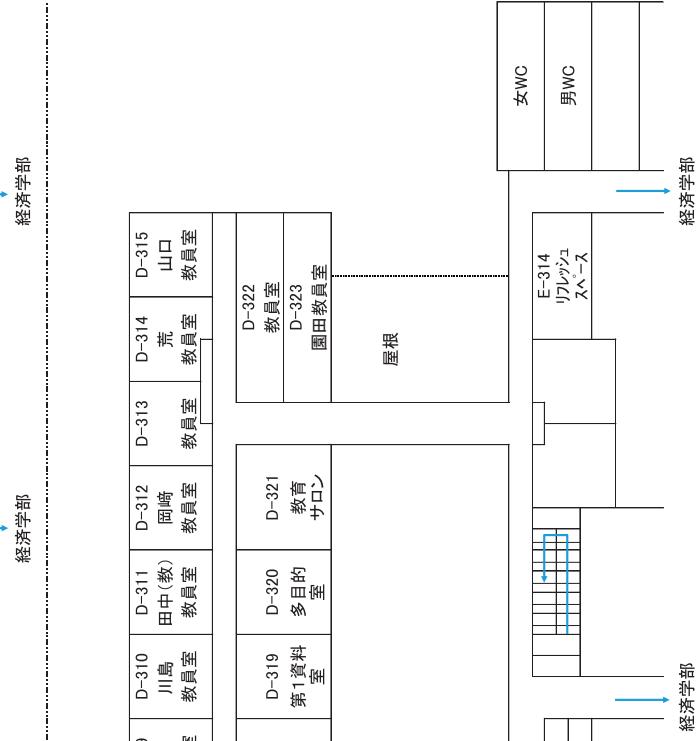
3. 法学部教員研究室配置図

2階

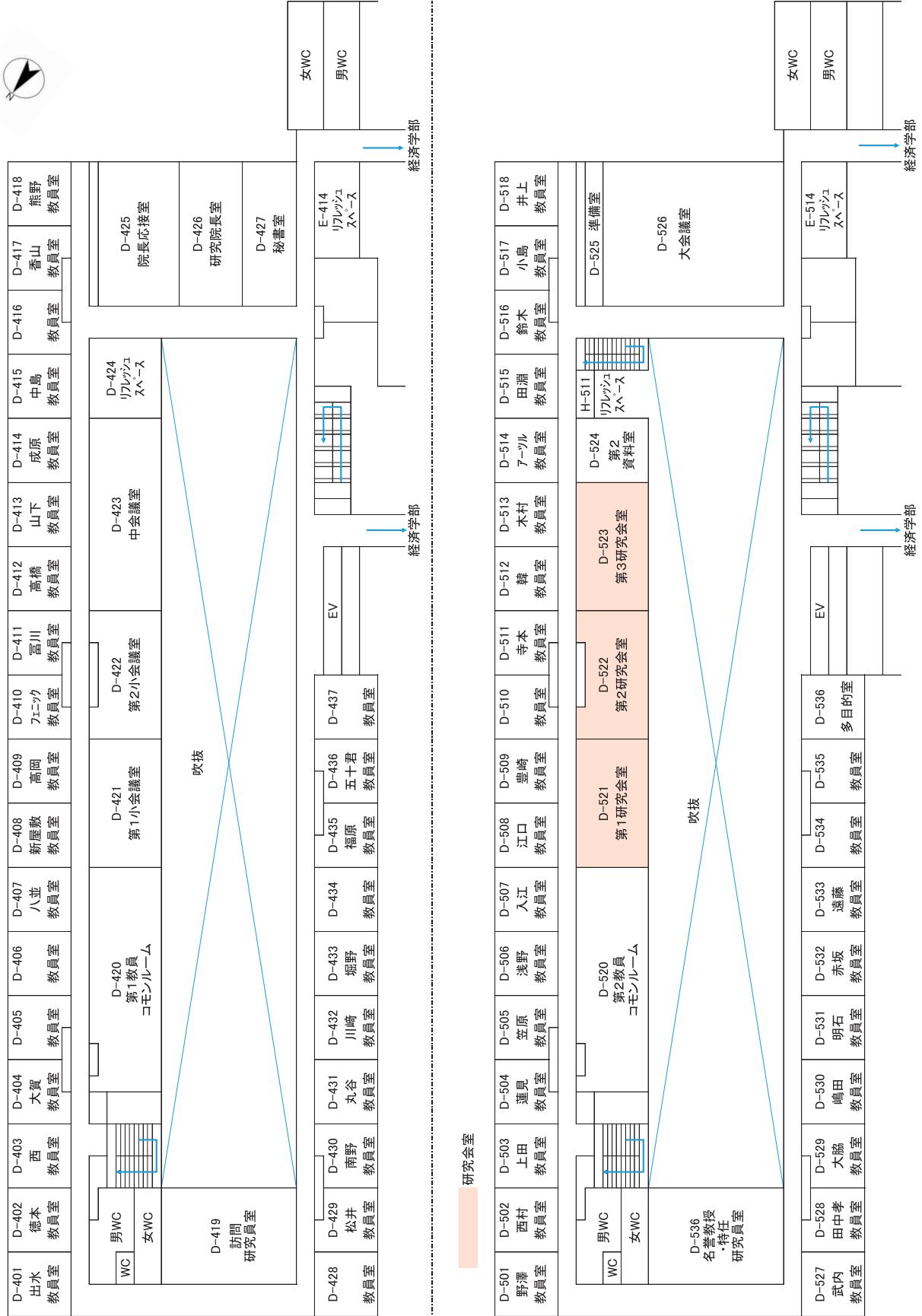
演習室



3階



4階



5階

九 州 大 学 法 学 部

〒819-0395 福岡市西区元岡744
電 話 092-802-ダイヤルイン

学務課（法学部担当）

電 話 092-802-6367
E-mail jbkkyomu2la@jimu.kyushu-u.ac.jp
平 日 8時30分～17時15分
(土日祝日, 年末年始は休み)

学 部	入学年度	学 生 番 号	氏 名
法学部	2023 年度	1 L A	